



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

セゾン自動車火災の現状 2017



トップメッセージ

日頃より皆さまのご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、SOMPO ホールディングスグループの通販損害保険会社として、主力商品である「おとなの自動車保険」を中心に、お客さまに高品質なサービスをご提供し、納得して選んでいただける会社を目指しています。

その達成に向けて、「おとなの自動車保険」では事故の発生率に合わせた“1 歳刻み”の保険料率を設定し、事故率の低い 40 代と 50 代のお客さまを中心に割安な保険料をご提供しています。また、常にお客さまの立場に立ち、ご契約の手続き時や事故の発生時における丁寧な対応を行っております。

昨年度、主力商品「おとなの自動車保険」の保有契約件数が 60 万件を超えました。昨年 4 月よりご提供している総合警備保障株式会社（以下「ALSOK」）の隊員が現場に駆け付ける「ALSOK 事故現場かけつけサービス」などがお客さまから高い評価をいただいた結果であると考えております。

また、本年 7 月よりスタートした IoT 技術を活用した新サービスなど、最新のデジタル技術を広く活用し、お客さまに目に見える「安心」を提供しております。

これからもお客さまに選ばれる保険会社を目指し、お客さまに「心地よい」と感じていただける、高品質な商品・サービスを提供し続けられるよう、全社一丸となり取り組んでまいります。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願いいたします。



代表取締役社長 梅本 武文

目 次

SOMPOホールディングスグループの概要	P2
代表的な経営指標	P4
経営基本方針・ブランドメッセージ	P6
トピックス	P7
I. 会社の概要および組織	
沿革	P10
事業の内容	P10
関連会社	P10
組織の状況	P11
店舗所在地	P12
株式・株主の状況	P12
役員の状況	P15
従業員の状況	P19
CSR の取り組み	P20
II. 業務のご案内	
保険募集	P22
取扱商品	P25
新商品の開発・料率の改定状況	P26
お客さま相談室のご紹介	P27
損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内	P27
保険の仕組み	P28
約款について	P28
保険料について	P29
保険金のお支払い（自動車保険）	P30
III. 業務に関する事項	P33
IV. 保険会社の運営	P57
V. 財産の状況	P81

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条の2に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

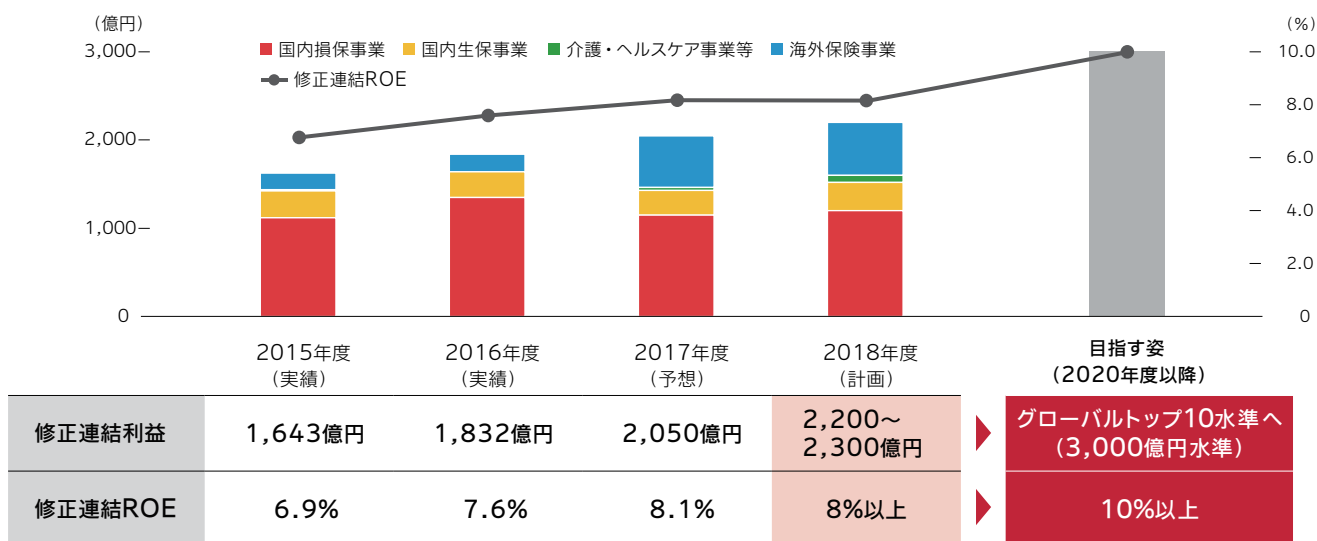
SOMPOホールディングスグループの概要

中期経営計画

グループ計画

SOMPOホールディングスは、2016年5月に中期経営計画を公表しました。

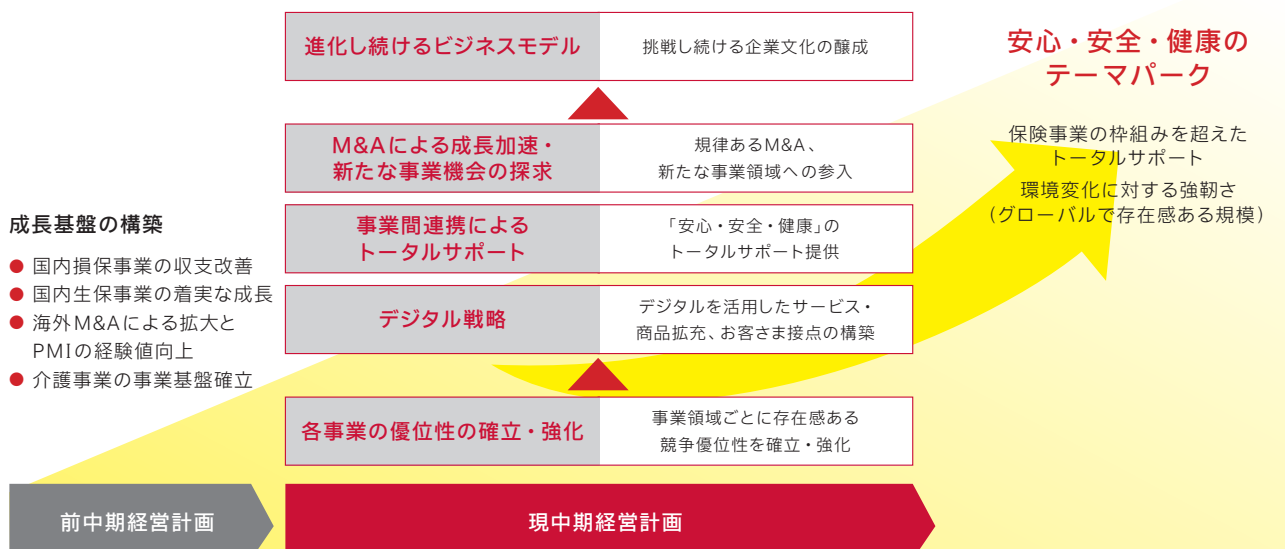
中期経営計画では、「お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供する」というグループ経営理念の具現化に向けて、各事業の魅力を徹底的に高めると同時に、デジタル技術を活用したサービスの拡充やお客さま接点の強化、事業間連携などに取り組み、「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築を進めています。将来的にはグローバルトップ10水準の規模および資本効率の実現を目指して、計画の折り返し地点となる2018年度に定量的な経営目標を設定しました。



2016年11月に2018年度のグループ経営数値目標を上方修正し、「修正連結利益2,200億円～2,300億円、修正連結ROE8%以上」としました。

中期経営計画の初年度である2016年度は、各事業の着実な取組みの結果、修正連結利益、修正連結ROEともに目標を上回る成果をあげました。

また、SOMPOインターナショナル(エンデュランス)の買収、介護事業の事業基盤の確立、デジタル戦略の本格化に向けた「SOMPO Digital Lab」の設置、敏捷かつ柔軟な意思決定を行うための事業オーナー制の導入など、さまざまな取組みを具現化しています。引き続き、中期経営計画で目指す姿を早期に実現するための取組みを着実に実行していきます。



計画を実現するグループ会社

SOMPOホールディングスグループは、国内損保事業、国内生保事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業やアセットマネジメント、住宅リフォームなどの戦略事業を展開しています。

国内損保事業

価値創造イノベーション
～最もお客さまに支持される損害保険会社へ～

修正利益計画(2018年度): **1,200**億円以上

- ビジネスプロセスとシステム基盤の刷新
- デジタルとヒトを融合したお客さま接点の構築
- 質を伴った成長



損保ジャパン日本興亜



そんぽ24



損保ジャパン日本興亜DC証券



SOMPOリスケアマネジメント

国内生保事業

「健康応援企業」へ進化
～第二の創業期～

修正利益計画(2018年度): **320**億円以上

- 健康応援企業へ進化
- 商品・サービス・チャンネル三位一体のビジネスモデル



損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

介護・ヘルスケア事業等

「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の
実現に貢献

修正利益計画(2018年度): **80**億円以上

- 高齢者の方の尊厳・自立と安心・安全の両立
- 介護・ヘルスケアの総合サービスの提供



SOMPOケアメッセージ



SOMPOケアネクスト

海外保険事業

着実なオーガニック成長、
規律あるM&Aによる成長加速

修正利益計画(2018年度): **600**億円以上

- 企業分野における真に統合されたグローバル保険事業プラットフォームの構築
- リテール分野における市場平均を上回るオーガニック成長



SOMPO INTERNATIONAL



SOMPO JAPAN SIGORTA



SOMPO

PT Sompo Insurance Indonesia



SOMPO SEGUROS

戦略
事業



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



プライムアシスタンス

FRESH HOUSE



SOMPOワランティ

代表的な経営指標

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	17,204 (18.8%)	18,951 (10.2%)	22,359 (18.0%)	27,439 (22.7%)	33,223 (21.1%)
正味損害率	59.2%	65.8%	63.5%	64.4%	67.0%
正味事業費率	62.0%	63.9%	52.8%	43.1%	37.9%
保険引受利益	△6,561	△8,873	△7,513	△6,678	△5,938
経常利益	△6,727	△8,439	△7,388	△6,509	△5,931
当期純利益	△6,849	△8,639	△7,406	△6,529	△5,948
保険金等の支払能力の 充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	1,193.6%	1,122.5%	893.6%	725.8%	562.0%
総資産額	38,371	41,733	44,706	49,272	51,655
純資産額	10,824	11,852	11,519	10,995	9,281
その他有価証券評価差額金	745	412	485	491	427
リスク管理債権	-	-	-	-	-

(注) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。割合(%)は、小数第2位を四捨五入して第1位まで表示しています。

フロー面

①正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標の1つであり、元受正味保険料から再保険に要した保険料と積立型保険の満期返れい金の原資となる積立保険料を加減したものです。

当社の2016年度正味収入保険料は、前年度に対して21.1%増加し、33,223百万円となりました。

③正味事業費率

保険会社の経営効率を示す指標の1つであり、正味収入保険料に対する事業費の割合をいいます。

なお、事業費は、諸手数料及び集金費(元受保険に係る代理店手数料や集金費等と再保険契約に係る再保険手数料からなります)および保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計です。

当社の2016年度正味事業費率は37.9%と対前年度比で5.2ポイント低下しました。

②正味損害率

保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標の1つであり、通常は支払った保険金(正味支払保険金)に損害調査費(保険会社の損害調査関係の業務に要した経費)を加えて保険料(正味収入保険料)で除した割合を指しています。

当社の2016年度正味損害率は67.0%と対前年度比2.6ポイント上昇しました。

④保険引受利益

保険会社の本来業務である保険の引受による利益を表す指標です。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除しその他収支を加減して求めます。当社の2016年度保険引受利益は、対前年度比739百万円改善し、△5,938百万円となりました。

⑤経常利益

保険会社の本来の事業活動である保険引受や資産運用などによる利益をいい、保険引受利益から資産運用収益・費用、その他経常損益、営業費及び一般管理費を加減して求めます。当社の2016年度経常利益は対前年度比578百万円改善し、△5,931百万円となりました。

⑥当期純利益

保険会社の最終的な利益をいい、経常利益から特別損益を加減し、法人税、住民税ならびに法人税等調整額(税効果会計による調整)を加減して算出します。2016年度の当期純利益は、対前年度比581百万円改善し、△5,948百万円となりました。

ストック面

⑦総資産額

総資産とは企業が保有する現金、有価証券、貸付金、不動産等の総額をいい、貸借対照表の資産の部の合計を示します。

2016年度末における当社の総資産は51,655百万円となっており、資産運用収益の源泉となる運用資産が総資産の84.8%を、うち、有価証券が32.7%を占めています。

⑧純資産額

純資産とは、貸借対照表上での株主資本にあたるもので、資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されています。損害保険会社は、保険金支払い能力を維持するために、十分な純資産を保持しておく必要があります。

2016年度末における当社の純資産額は9,281百万円となっており、総資産に占める純資産の割合は18.0%となっています。

⑨その他有価証券評価差額金

当社は、2000年度(平成12年度)から金融商品にかかる会計基準を適用し、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価法を適用しています。

「その他有価証券評価差額金」とは、この「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額から税効果相当額を控除した金額をいい「純資産の部」に計上されています。2016年度末における当社のその他有価証券評価差額金は427百万円となっています。

⑩リスク管理債権(不良債権の状況)

当社は保有する資産について、回収についての危険性や価値が毀損する危険性を検討して、資産を分類(自己査定)し、その結果にしたがって、償却・貸倒引当金の計上などを実施し、資産の健全性を確保しています。

貸付金については、回収に懸念のある貸付先について、リスク管理債権としてその危険度に応じて「破綻先債権」「延滞債権」「3か月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分して管理しています。

2016年度末時点においてリスク管理債権はありません。(詳しくは96ページをご参照ください。)

⑪ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2016年度末における当社のソルベンシー・マージン比率は562.0%と十分な支払余力を有しています。(詳しくは98ページをご参照ください。)

経営基本方針・ブランドメッセージ

◇経営基本方針

1. サービス品質の追求

すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される損害保険会社を目指します。

2. 持続的な成長による企業価値の拡大

目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3. 事業効率の追求

あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4. 透明性の高いガバナンス態勢

損害保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5. 社会的責任の遂行

環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

6. 活力ある風土の実現

組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

7. デジタル・リーディングカンパニー

「心地よい顧客体験」を提供するため、「デジタル」を活用し、利便性の向上を図るとともに、卓越したマーケティング技術の習得・蓄積を目指します。

◇ブランドメッセージ

わたしたちは、お客様にとって、

独創的で革新的な商品や、

必要なときに必要な形で最適なサポートを、

お客様と私たちが**“直接”接**することでご提供し、

お客様一人ひとりに**納得感**をもって選んでいただける、

オンリーワンの保険会社をめざします。

そのために、

わたしたちは、お客様から次のように言ってもらえる、

公正・誠実を尽くす人財集団になることをめざします。

●● 自分のことを
一番良く分かってくれる保険会社

●● 自分のための最適商品を選ぶために
必要十分な相談に乗ってくれる保険会社

●● 自分のための最適事故対応サービスを
提供してくれる保険会社

ていねい
あんしん
かんどう
THANKS
ひつよう
なっとく
センソ

トピックス

1. 「もしも」のために「いつも」つながる」をコンセプトとした新たなサービスの提供開始

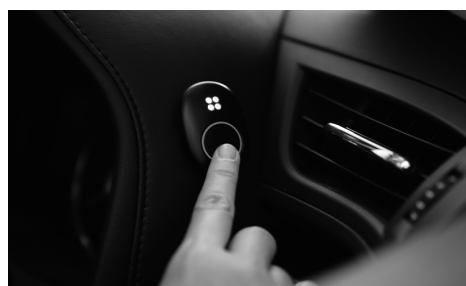
2017年7月から、『おとなの自動車保険』にご契約のお客さまを対象に、IoT技術を活用した新たなサービスの提供を開始しました。

IoTデバイスである「つながるボタン」をご契約の車に設置し、スマートフォンに専用アプリをダウンロードしていただくことで、「エコドライブ」「運転スコア」「危険挙動」などの運転特性の計測や、ドライブレポートを提供し、お客さまの安全運転をサポートします。

万一の事故・トラブル時には、「つながるボタン」を押すことで、位置・契約情報がアプリ経由で当社にデータ連携され、「ALSOK 事故現場安心サポート」などのサービスをスムーズに受けることができます。

さらに、「つながるボタン」が事故時の衝撃を感知した場合には、衝撃の大きさ、時間の経過によって、当社担当者がご登録のスマートフォンへ連絡し、必要なサービスを提供します

当社は、「もしも」のために「いつも」つながる」をコンセプトとし、お客さまの日常のカーライフに常に寄り添い、「安心・安全」を提供してまいります。



2. HDI-Japan の問合わせ窓口格付け調査「サポートポータル（ウェブサイト）格付け」において4年連続最高ランクの『三つ星』を獲得

HDI-Japan（エイチ・ディ・アイ・ジャパン）《運営会社：シンクサービス株式会社》が2016年9月に公表した損害保険会社部門：「HDI 問合わせ窓口格付け調査」のベンチマーク格付けにおいて、「サポートポータル（ウェブサイト）格付け」※1で4年連続最高ランクの『三つ星』を取得しました。

※1「問合わせ窓口格付け調査」とは、一般消費者の審査員および専門の審査員が、顧客視点で各企業の「サポートポータル」と「問合わせ窓口」のパフォーマンスおよびクオリティを評価するもので、『三つ星』～『星なし』の4段階で格付けを行っています。



3. 「消費者志向自主宣言」の策定

当社は、消費者志向経営推進組織（消費者庁、消費者団体および事業者団体で構成される組織）の提唱する「消費者志向経営推進」の呼びかけに応じ、お客さまから信頼される企業の実現に向けた当社の考え方や取組方針をまとめた「消費者志向自主宣言」を2017年1月16日に策定し、表明しました。

「消費者志向自主宣言」を表明することで、より一層、社員の意識向上を図り、お客さまへの情報提供やお客さまの声を活かした取組みなどを強化していきます。

詳しくは、当社公式ウェブサイト「消費者志向自主宣言」をご覧ください。

I. 会社の概要および組織

沿革

1982年	9月	オールステート自動車・火災保険株式会社（当社の前身）設立
	10月	損害保険事業免許取得
1983年	4月	営業開始
1984年	10月	（旧）西武流通グループ4社が資本参加し、業界初の日米合併会社に
1997年	11月	株主の変更、米国オールステート保険会社との合併関係を再構築 （株）クレディセゾンなどが出資
1998年	4月	「セゾン自動車火災保険株式会社」に社名変更
2002年	5月	（株）クレディセゾン・安田火災海上保険（株）（現 損害保険ジャパン日本興亜（株））と 包括業務提携
2003年	10月	セゾンカード会員向け専用保険『Super Value Plus』を発売
2008年	10月	組立式火災保険『じぶんでえらべる火災保険』を発売
2009年	7月	（株）損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン日本興亜（株））が過半数の株式を取得し、 当社は同社の連結子会社に
2011年	3月	通信販売専用の自動車保険『おとなの自動車保険』を発売
2012年	7月	佐賀県佐賀市にコールセンター「佐賀サポートセンター」を開設
2015年	6月	大阪府大阪市に損害サービス拠点を開設
2017年	5月	東京都台東区にコールセンター「上野サポートセンター」を開設

事業の内容

1. 自動車、自動車損害賠償責任、火災、傷害、賠償責任、海上、運送、航空、盗難、原子力、動産総合の各保険事業
2. 前項の各保険の再保険事業
3. 資産運用業務
4. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行
5. 政府の委託による自動車損害賠償保障事業に係る業務

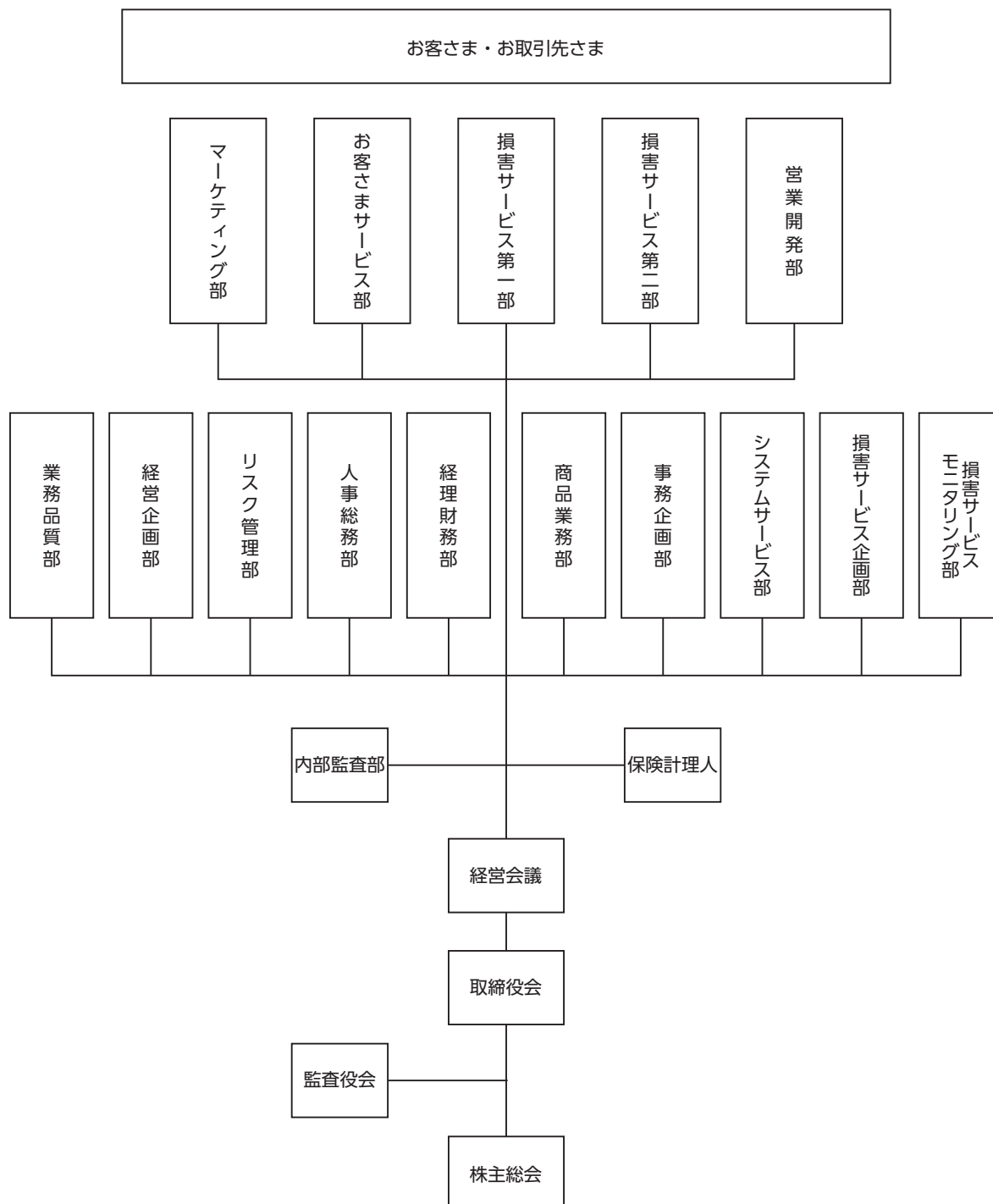
関連会社

該当ありません。

組織の状況

組織図 (2017年7月1日現在)

本社業務部門（13部）、事故対応を行う損害サービス部門、営業部門で構成されています。



店舗所在地（2017年7月1日現在）

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
本社	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	03-3988-2711
損害サービスセンター			
損害サービス第一部			
第一サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋3-13-2 イムブル・コジマ3F	03-3980-3865
第二サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋3-13-2 イムブル・コジマ3F	03-3980-3318
第三サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋3-13-2 イムブル・コジマ3F	03-3980-2629
第四サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋3-13-2 イムブル・コジマ3F	03-3980-6391
第五サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋3-13-2 イムブル・コジマ3F	03-3980-6227
火災新種サービスセンター	〒170-0013	東京都豊島区東池袋3-13-2 イムブル・コジマ3F	03-3988-2715
損害サービス第二部			
第一サービスセンター	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル4F	050-3786-0464
第二サービスセンター	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル4F	050-3786-0381
お客さま相談窓口			
お客さま相談室	〒170-6068	東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-40F	0120-281-389

株式・株主の状況

1. 発行株式の概況

当社の発行する株式は、すべて普通株式で、2017年7月1日現在、授権株式数は5,000,000株、発行済株式数は4,030,549株、資本金は287億6千万円です。

2. 基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4か月以内に開催
公告掲載紙	日本経済新聞
	なお、決算公告に代えて、貸借対照表および損益計算書を当社ホームページ(http://www.ins-saison.co.jp/)に掲載しています。

3. 株主分布状況

(1) 所有者別状況

区分	株主数	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
	人	千株	%
政府及び地方公共団体	—	—	—
金融機関	1	4,016	99.7
証券会社	—	—	—
その他国内法人	1	14	0.3
外国法人等	—	—	—
(うち個人)	(—)	(—)	(—)
個人・その他	—	—	—
合計	2	4,030	100.0

(2) 地域別状況

区 分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
	人	%	千株	%
北海道	—	—	—	—
東北	—	—	—	—
関東	2	100.0	4,030	100.0
中部	—	—	—	—
近畿	—	—	—	—
中国	—	—	—	—
四国	—	—	—	—
九州	—	—	—	—
外 国	—	—	—	—
合 計	2	100.0	4,030	100.0

(3) 所有者別状況

区 分	10万株以上	5万株以上 10万株未満	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	合計
株 主 数	1	—	1	—	—	2人
株主総数に対する割合	50.0	—	50.0	—	—	100.0%
所有株式数	4,016	—	14	—	—	4,030千株
発行済株式総数に対する割合	99.7	—	0.3	—	—	100.0%

4. 大株主の状況

(2017年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	4,016 千株	99.7 %
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	14	0.3
合 計		4,030	100.0

5. 会社設立以降の資本金の推移

年 月 日	増減資額	増減資後資本金	摘要
1982年 9月 22日	- 百万円	5,000 百万円	設 立
1984年 10月 1日	5,000 百万円	10,000 百万円	有償第三者割当
1998年 10月 30日	△ 7,500 百万円	2,500 百万円	資 本 減 少
1998年 12月 5日	1,110 百万円	3,610 百万円	有償第三者割当
2010年 3月 19日	5,000 百万円	8,610 百万円	有償第三者割当
2012年 11月 15日	6,500 百万円	15,110 百万円	有償第三者割当
2013年 12月 20日	5,000 百万円	20,110 百万円	有償第三者割当
2014年 12月 22日	3,500 百万円	23,610 百万円	有償第三者割当
2015年 12月 25日	3,000 百万円	26,610 百万円	有償第三者割当
2017年 3月 22日	2,150 百万円	28,760 百万円	有償第三者割当

6. 最近の新株式発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	摘要
普通株式	2010年 3月 19日	109千株	有償第三者割当
普通株式	2012年 11月 15日	418千株	有償第三者割当
普通株式	2013年 12月 20日	611千株	有償第三者割当
普通株式	2014年 12月 22日	744千株	有償第三者割当
普通株式	2015年 12月 25日	932千株	有償第三者割当
普通株式	2017年 3月 22日	1,143千株	有償第三者割当

7. 株主総会議案等

(1) 臨時株主総会（決議日：2017年3月15日）

決議事項

- 第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件
第2号議案 取締役3名選任の件

(2) 第35回定時株主総会（決議日：2017年6月27日）

報告事項 第35期[2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)]事業報告、計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の監査結果報告の件

上記について報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

上記議案は原案のとおり承認可決されました。

役員の状況

(2017年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
代表取締役社長	うめ もと たけ ひろみ 梅 本 武 文 1965年2月4日生	1988年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2012年 4月 NKSJホールディングス株式会社 (現 SOMPOホールディングス株式会社) 経営企画部 担当部長 2013年 4月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 自動車業務部長 2016年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 保険金サービス企画部長 2017年 4月 当社 代表取締役社長
代表取締役 常務執行役員 経営企画部 商品業務部 損害サービス企画部	いわ せ あきら 岩 瀬 明 1965年1月23日生	1988年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2013年 4月 株式会社損害保険ジャパン 文書法務部 担当部長 (兼) NKSJホールディングス株式会社 (現 SOMPOホールディングス株式会社) 文書法務部長席付担当部長 (兼) 企画開発部 担当部長 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 文書法務部 担当部長 (兼) グループリーダー (兼) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 (現 SOMPOホールディングス株式会社) 文書法務部長席付担当部長 2015年 4月 同社 札幌コールセンター室長 2016年 4月 当社 代表取締役常務執行役員
取締役執行役員	わた なべ よし ひこ 渡 邊 美 彦 1961年10月28日生	1984年 4月 株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン) 2001年 2月 株式会社クレディセゾン 西東京支店長 2003年 3月 同社 中四国支店長 2007年 7月 株式会社アトリウム 業務管理部長 2011年 3月 当社 執行役員カード事業営業部長 2011年 4月 当社 取締役執行役員
取締役執行役員 マーケティング部 システムサービス部 営業開発部	ほしら もと ゆたか 柱 本 裕 1967年2月27日生	1990年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2010年 4月 当社 事務システムサービス部 担当部長 2012年 4月 当社 システムサービス部長 2015年 4月 当社 執行役員システムサービス部長 2016年 4月 当社 取締役執行役員

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
取締役執行役員 リスク管理部 内部監査部 経理財務部 損害サービス モニタリング部	うえだ たけし 植田 健 1964年10月19日生	1987年 4月 当社 入社 2009年 4月 当社 事務企画部長 2013年 6月 当社 リスク管理・コンプライアンス部長 2014年 4月 当社 執行役員リスク管理・コンプライアンス部長 2015年 7月 当社 執行役員業務監査部長 2016年 4月 当社 執行役員内部監査部長 2016年 6月 当社 取締役執行役員
取締役執行役員 損害サービス第一部 損害サービス第二部	はやし だ おさむ 林 田 治 1969年9月4日生	1992年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2007年 7月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 中部サービスセンター一部 リーダー 2011年 4月 同社 東北サービスセンター事業部 仙台第一サービスセンター課 リーダー 2015年 7月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店自動車保険金サービス部 統括サポート課 リーダー 2017年 4月 当社 取締役執行役員
取締役	まえがわ てる ひさ 前川 輝之 1942年1月24日生	1964年 3月 株式会社緑屋入社 (現 株式会社クレディセゾン) 1991年 4月 株式会社クレディセゾン 営業一部長(兼) 営業推進部長 1991年 6月 同社 取締役 1998年 4月 同社 常務取締役 2001年 2月 同社 専務取締役 2002年 6月 同社 代表取締役専務 2002年 6月 当社 取締役 2005年 4月 株式会社クレディセゾン 代表取締役副社長 2016年 3月 同社 代表取締役会長(現職)
取締役	やま ちと ひろし 山本 寛 1955年6月4日生	1978年 4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 業務推進部参事役 2002年 10月 同行 大阪営業第三部長 2005年 4月 同行 営業第十二部長 2006年 3月 同行 執行役員営業第十二部長 2007年 4月 株式会社クレディセゾン入社 顧問 2007年 6月 同社 取締役 2008年 3月 同社 ファイナンス事業部長 2011年 3月 同社 常務取締役 2016年 3月 同社 専務取締役(現職) 2016年 4月 当社 取締役

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
取締役	高澤 俊幸 1969年3月6日生	<p>1993年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)</p> <p>2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) リスク管理部 リーダー (兼) 経理部 リーダー</p> <p>2010年 4月 同社 リスク管理部 リーダー (兼) 経理部 リーダー (兼) NKSJホールディングス株式会社 (現 SOMPO ホールディングス株式会社) リスク管理部 課長</p> <p>2014年 4月 NKSJホールディングス株式会社 リスク管理部 課長 (兼) NKSJひまわり生命保険株式会社 (現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社) リスク管理部 課長</p> <p>2017年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 リテール商品業務部 グループリーダー (現職) 当社 取締役</p>
常勤監査役	宮崎 光二 1952年12月15日生	<p>1975年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)</p> <p>2001年 6月 同社 愛知支店長</p> <p>2004年 4月 株式会社損害保険ジャパン 理事 名古屋支店長</p> <p>2006年 4月 同社 理事 販売企画部長</p> <p>2008年 4月 株式会社ジャパン保険サービス (現 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社) 管理本部長</p> <p>2008年 6月 同社 取締役 管理本部長</p> <p>2009年 4月 同社 取締役 営業本部長</p> <p>2009年 6月 同社 常務取締役 営業本部長</p> <p>2010年 6月 同社 専務取締役 営業本部長</p> <p>2011年 11月 同社 取締役専務執行役員</p> <p>2012年 6月 当社 常勤監査役</p>
監査役	野口 正 1954年4月29日生	<p>1978年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)</p> <p>2001年 6月 同社 金融機関企画部長</p> <p>2008年 4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員岐阜支店長</p> <p>2009年 4月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社 (現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社) 取締役常務執行役員</p> <p>2012年 6月 株式会社損保ジャパン・ハートフルライン (現 SOMPO コミュニケーションズ株式会社) 取締役会長</p> <p>2012年 10月 同社 代表取締役社長</p> <p>2016年 4月 同社 取締役会長</p> <p>2016年 6月 当社 監査役 トア再保険株式会社 取締役 (現職)</p>

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況
監査役	おお た みち ひこ 太田 道彦 1952年12月8日生	1975年 4月 丸紅株式会社入社 2004年 4月 同社 輸送機・産業システム部門長代行、部門 CIO 2005年 4月 同社 執行役員 2008年 4月 同社 常務執行役員 2010年 4月 同社 代表取締役専務執行役員 2012年 4月 同社 代表取締役副社長執行役員、社長補佐、 2013年 4月 同社 副社長執行役員 2014年 4月 丸紅株式会社 副社長執行役員、総務部・人事部担当役員、 投融資委員会委員長、役員処遇委員会委員長 2014年 6月 同社 代表取締役副社長執行役員、総務部・人事部担当役員、 投融資委員会委員長、役員処遇委員会委員長 2015年 4月 同社 副会長 2016年 6月 ゼビオホールディングス株式会社 取締役（現職） 2017年 6月 当社 監査役
執行役員 〔お客さまサービス 部長〕	う さ み さとし 宇佐美 哲 1964年3月8日生	1987年 4月 当社 入社 2003年 7月 当社 総務人事部長 2006年 7月 当社 事務システムサービス部長 2007年 4月 当社 執行役員
執行役員 〔事務企画部長〕	あき やま たつ や 秋山 達也 1964年5月17日生	1988年 4月 当社 入社 2007年 7月 当社 リスク管理・コンプライアンス部長 2009年 4月 当社 執行役員
執行役員 〔業務品質部長〕	かね こ えい じ 金子 英司 1967年10月12日生	1990年 4月 興亜火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社) 2015年 4月 当社 総合企画部長 2016年 4月 当社 執行役員
執行役員 〔人事総務部長〕	みやこ よし けい 都 善行 1963年7月16日生	1995年 6月 当社 入社 2014年 4月 当社 総務人事部長 2016年 4月 当社 人事総務部長 2016年 6月 当社 執行役員

(注) 取締役のうち前川 輝之、山本 寛の両氏は、社外取締役です。
監査役のうち宮崎 光二、野口 正、太田 道彦の3氏は、社外監査役です。

従業員の状況

1. 従業員の状況

(2017年3月31日現在)

従業員数	417人
平均年齢	39.6歳
平均勤続年数	7.5年
平均年間給与	5,803,156円

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
 2. 従業員数、平均年齢、平均年間給与については、社外からの出向者を含み、社外への出向者を除いて算出しています。
 3. 平均勤続年数については、社外からの出向者および社外への出向者のいずれも除いて算出しています。

2. 採用方針

求める人物像

- ・お客さまの声を真摯に受け止め、必要な時に必要な形で最適なサービスを提供できる社員
- ・自ら考え行動し、学び、失敗を恐れず何事にも果敢に取り組むチャレンジ精神のある社員
- ・高い倫理観をもち、公正・誠実を尽くす社員

採用にあたっては、公平かつ公正な選考を実施しています。

3. 教育支援制度

当社が掲げる「ブランドメッセージ」を実現・実践していくためには、「人財」の育成が不可欠です。

人的基盤の構築に向け、内定者研修、入社時研修、階層別研修等を実施しているほか、当社独自の能力開発支援体系をベースとして、全社員のスキル向上とキャリアアップを目的とした通信教育やeラーニング活用による自己学習の促進等、自己啓発の支援もしています。

その結果として、高い職業倫理を有し、常にお客さま視点に立った行動を自ら実践できる社員、また真の「生涯顧客」の創造に貢献できる「人財」の創出を目指しています。

4. 福利厚生

関連各社等で構成されているパレット共済会、安田日本興亜健康保険組合への加盟および自社にてセゾン自動車火災保険共済会を運営し、福利厚生の充実に努めています。

制度：各種社会保険、年金退職金制度、共済給付金（冠婚葬祭等）、団体保険・共済、生活貸付金融資、財形貯蓄、人間ドック受診料補助制度、労働災害補償制度、育児休業制度、介護休業制度、リフレッシュ休暇制度、アニバーサリー休暇、介護休暇制度、社宅・独身寮制度

契約施設：旅館・ホテル・ゴルフ場・スポーツクラブ・テーマパーク・美術館等のレジャー・文化関連施設および冠婚葬祭・育児・介護関連等の施設の優待

CSR の取り組み

グループ CSR ビジョン

SOMPO ホールディングスグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。

また、常に一步先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエントで持続可能な社会の実現に貢献していきます。

主な取り組み

1. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」に沿った取り組み

2011 年 12 月 2 日、当社は、SOMPO ホールディングス各社とともに、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」の趣旨に賛同し、署名を行い、本原則に沿った取り組みを実践しています。

2. 継続的な改善のための PDCA サイクル

SOMPO ホールディングスでは、グループ各社の強みやこれまでの取り組みを活かした CSR 推進体制を構築しています。2015 年度からは、グループ共通のマネジメントシステム体制の構築を目的に、ISO14001 認証の適用範囲を国内全グループ会社に拡大し、当社も 2016 年 1 月に全拠点で ISO14001 認証を取得しています。

ISO14001 の PDCA サイクルを活用し、グループ CSR ビジョンの実現に向けた取り組みを加速させていきます。

3. 環境に配慮した商品戦略の推進

自動車保険商品において、当社所定の条件に該当する自動車を対象に、電気・ハイブリッド車割引（割引額 1,200 円）を導入し、消費者が CO₂ 排出量の少ないエコカーを購入することを促進しています。

2016 年度の電気・ハイブリッド車割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は 2.4% でした。

4. 自動車通販事業を通じた環境配慮と安全運転の啓発

- ・ 通販専用自動車保険におけるネット完結の推進

お客さまがインターネット等により申込手続を行なった場合、インターネット割引（10,000 円）を適用し、お客さまのインターネット等による申込みを推進しています。このことにより、申し込みに関する紙の使用を削減することにつながっています。

2016 年度のインターネット割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は、99.4% でした。

- ・ オフィシャルホームページにおける自動車保険コンテンツの充実

オフィシャルホームページを見たお客さまが安心して保険にご加入いただけるよう、事故事例や保険金のお支払いまでの過程を掲載するなど、お客さまに自動車保険に関するさまざまな知識・情報を提供し、お客さまが自動車保険を理解することにより、安全運転に対する啓蒙を行なっています。

5. 地域・社会貢献活動

SOMPO ホールディングス各社とともに、地域・社会に貢献する活動を行っています。

(地域清掃活動、ボランティアデーの推進 他)

Ⅱ. 業務のご案内

保険募集

契約締結の仕組み（当社の通販型自動車保険にご加入いただく場合）

（1）保険契約の仕組み

当社では、新聞・テレビなどのマスメディア、インターネットおよび損害保険代理店等を通じて、お客さまに当社自動車保険を広くご案内しています。保険契約のお申込みは、当社公式ウェブサイトへのアクセス、またはお客さまサポートセンターへのお電話により受け付けています。

ご契約のお申込みは、所定の事項を当社公式ウェブサイト上でご入力いただくか、お電話でご申告いただくことで手続きが完了します。なお、取扱代理店が当社自動車保険の内容やお見積りなどをご案内した場合でも、お客さまご自身によるお申込み手続きが必要となります。

当社公式ウェブサイト上でお申込みいただく際には、ご契約締結前に重要事項等説明書で商品の内容、告知・通知義務、クーリングオフ制度、個人情報の取扱い等の説明などを必ずご確認ください。ご契約の内容がお客さまの意向に沿っていることを確認いただけるよう公式ウェブサイトの仕組みを整えています。保険料のお支払方法は、クレジットカード払・払込票払の中からお客さまにお選びいただけます。

ご契約について、つながるキットもしくはご契約手続き完了のお知らせとともにお送りする、「ご契約者情報カード」を受領された日から8日以内に郵便にてご通知いただければ、ご契約のお申込の撤回または解除ができる「クーリングオフ制度」の対象としています。

（2）契約内容の確認に関する取組みの概要

当社では、お客さまのニーズを確実にご契約に反映し、正しいご契約内容としていただくために、お客さまとお客さまサポートセンターとの間の通話の際の確認手順において、運転者の年齢条件など、重要なご契約内容および、お客さまの意向に沿っていることについて十分な確認を行うようにしています。

インターネットを通じたご契約につきましては、契約締結前にご契約内容および、お客さまの意向に沿っていることを確認いただくための画面を契約締結の際に公式ウェブサイト上に表示し、お客さまに十分にご確認いただくようにしています。

なお、上記通販型自動車保険以外の商品につきましては、コールセンターおよび契約取扱者を通じてご契約を締結する販売を行っています。

代理店制度

代理店の役割と業務

代理店は保険会社と代理店委託契約を締結した上で、保険募集を行います。代理店には、保険会社に代わってお客さまと保険契約を締結し、お支払いいただく保険料を領収することを主な業務とする締結代理店と、保険会社とお客さまの保険契約締結に向けた媒介を行う媒介代理店とがあります。

締結代理店は、次のような業務を行っています。

- ①保険契約の締結（契約を結ぶこと）
- ②保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ③保険料の領収または返還
- ④保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の対象（保険をつけるもの）の調査
- ⑥保険契約の維持・管理（満期管理、満期返れい業務を含む）に関連する事項
- ⑦その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

締結代理店は、保険会社に代わってこれらの業務を行うほか、万一、ご契約者が事故にあわれた場合、お受け取りになる保険金の請求手続きをスムーズに行うための助言・手続きの説明などのアフターサービスも行っています。

媒介代理店は、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社公式ウェブサイトやお客さまサポートセンターへの誘導などによる募集を主な業務としています。

媒介代理店には、保険契約の締結（契約を結ぶこと）、保険契約の変更・解除等の申し出の受付、保険料の領収または返還の権限はありません。

代理店制度

■規制法規

代理店が遵守しなければならない法律で最も重要なものが「保険業法」です。この法律には、保険契約者の利益を保護し国民生活の安定および国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、保険契約の募集に際しての禁止行為や登録制度に関する事項などが定められています。

代理店は、監督官庁である金融庁、管轄財務局の行政指導を受けるほか、保険会社の内部監査により、常に適正な保険契約の募集および業務遂行を行うことが求められます。

■代理店の登録

代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、「保険業法」に基づき財務局に登録することが義務づけられています。この登録が完了して初めて代理店として保険契約の募集を行うことができることになります。

当社の代理店数

当社の代理店数は 2017 年 3 月末現在で 101 店あり、年度別代理店総数の推移は次のとおりです。

年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
代 理 店 数	102 店	98 店	101 店

代理店教育等

代理店については、損害保険業界の自主ルールとして、日本損害保険協会（損保協会）が主催・実施する損保一般試験があり、損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関する『基礎単位』と「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位（『商品単位』3単位）の計4単位により構成されています。

損害保険代理店で保険の募集を行う場合には、この試験の『基礎単位』に合格し、代理店登録または募集人届出を行わなければならない。2013年12月以降は、その取扱種目に応じた有効な『商品単位』に合格していなければならない。当社においても適切に対応・推進しています。

また、代理店に対する教育として、募集に関する法令遵守、保険契約に関する知識、周辺商品に関する知識などについて研修・個別指導を行っており、損保大学課程へのステップアップも推奨しています。

取扱商品

1. 自動車保険

<p>おとなの自動車保険 (セゾン自動車保険)</p>	<p>ご契約者および記名被保険者（お車を主に使用される方）が個人の方を対象とした通信販売専用自動車保険です。</p> <p>保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分（①使用地域②使用目的③前年走行距離）、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引などを採用したほか、インターネット割引、おとなの早期契約割引（早割 50 日・早割 30 日）やおとなの 2 台目割引などを用意し、さらにリーズナブルな設定を可能としています。</p> <p>補償面では対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約、自転車傷害特約などの補償をセットすることができます。</p> <p>また、お客さまのニーズにあわせて、「人身車外補償特約」、「人身家族おもしろ特約」、「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしており、インターネット上で保険料を確認しながら補償を選ぶことができます。</p> <p>事故の発生時には、ALSOK 隊員が事故現場へかけつけ、二次災害防止のための安全確保や事故状況の確認、当社への事故連絡などを行う「ALSOK 事故現場安心サポート」をご提供しています。</p> <p>さらに、デジタル化による高品質なサービスのご提供とお客さまの利便性向上を目的として、IoT 技術を活用した新サービスおよび PDF 形式の「デジタル保険証券」を導入しました。（2017 年 7 月 1 日以降保険始期のご契約）</p>
---------------------------------	---

2. 火災保険

<p>じぶんでえらべる 火災保険 (組立式火災保険)</p>	<p>基本契約での補償は火災、落雷、破裂・爆発とシンプルな内容とし、それ以外の風・雹（ひょう）・雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難等の事故による補償は、ニーズにあわせて建物・家財別に選択してセットする保険です。なお、損害額は再調達価額を基準に算出します。</p>
<p>地震保険</p>	<p>住居に使用される建物および家財を対象とする火災保険にセットして、地震、噴火、津波によって生じた一定基準以上の損害を補償する保険です。</p>

3. セゾンカード会員向け商品

<p>Super Value Plus</p>	<p>日常生活に密着した補償を細分化、「もの」、「ひと」、「生活」、「レジャー」の 4 軸をもととする、15 のラインナップから、必要に応じて補償単位・月単位で自由自在に補償を組み合わせることが可能です。</p> <p>多様化する会員ニーズに、フレキシブルに対応できるよう、商品ラインナップを揃えました。</p>
-------------------------	--

新商品の開発・料率の改定状況

年 月	改 定 内 容
2010年 4月	自動車保険・傷害保険・その他新種保険の商品改定（主に保険法に対応した約款の改定および商品簡素化による商品・特約の整理）
2010年 7月	傷害保険の商品改定（保険料の改定 など）
2011年 3月	おとなの自動車保険（セゾン自動車保険）の販売開始 自動車保険の商品改定（保険料の改定、記名被保険者年齢別料率の採用 など）
2012年 3月	自動車保険の商品改定（保険料および追加保険料の分割払の実施、おとなの自動車保険に継続お早め割引・2台目割引を導入 など）
2013年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・おとなの自動車保険の商品改定（ノンフリート等級別料率制度の改定、「自転車傷害特約」の追加、「車両保険自己負担額の金額」・「事故時代車費用特約」・「搭乗者傷害特約」のそれぞれについて選択パターンを追加 など） ・じぶんでえらべる火災保険（組立式火災保険）の商品改定（保険料の改定、保険料後払方式の導入 など）
2013年 10月	傷害保険の商品改定（保険料の改定 など）
2014年 6月	おとなの自動車保険の商品改定（保険料の改定、人身傷害保険の損害額算定基準の一部改定、暴力団排除条項の導入 など）
2015年 6月	おとなの自動車保険の商品改定（保険料の改定、走行距離区分の改定、「搭乗者傷害特約」・「車両積載動産特約」のそれぞれについて選択パターンを追加 など）
2015年 10月	じぶんでえらべる火災保険（組立式火災保険）の商品改定（保険料の改定、約款の明確化、水まわり・カギのトラブルサポートの導入 など）
2016年 1月	おとなの自動車保険の商品改定（保険料の改定、運転者限定特約（本人補償型）の新設、おとなの早期契約割引（早割 50 日・早割 30 日）の導入 など）
2016年 4月	おとなの自動車保険の商品改定（ALSOK 事故現場安心サポートの導入）
2017年 7月	おとなの自動車保険の商品改定（IoT 技術を活用した新サービスの導入、デジタル保険証券の新設 など）

お客さま相談室のご紹介

当社は、お客さまからのお問合せ窓口として、『お客さま相談室』を設置しています。『お客さま相談室』では、「お客さま満足度の向上」をモットーに、お客さまからの保険に関するさまざまなご相談や苦情等を承る窓口として、わかりやすく丁寧にご説明、ご案内をしています。

お電話での受付時間は、平日・土・日・祝日（年末年始を除く）午前9時～午後5時30分となっています。

日ごろから「お客さまの声」を真摯に受け止め、一人ひとりのお客さまのニーズに応えることによって、お客さまとの信頼関係を築き上げていきます。また、お客さまからのお申し出に関しては、ご満足・ご納得いただける解決策の提案を心がけ、頂戴したご意見等は当社の貴重な財産として業務改善・品質向上に役立てています。そして、当社は、お客さまに納得感を持って選んでいただけるオンリーワンの保険会社を目指します。

なお、当社ホームページでは、「お客さまからの苦情の受付状況」を四半期ごとに開示しています。

2016年度 苦情受付件数の内訳

項目	件数
1. 契約・募集行為	1,554
2. 契約管理・保全・集金	459
3. 保険金	2,637
4. その他	186
合計	4,836

(注) 苦情の定義

当社では、「お客さまから不満足 of 表明のあったもの」はすべて「苦情」と定義しています。

■お問い合わせは

お客さま相談室：0120－281－389
03－3980－3572

受付時間 午前9時～午後5時30分（年末年始を除く）

損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内

<手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関>

一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）0570-022808 I P 電話から 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

<そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関>

「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）をご参照ください。

「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.jcstad.or.jp/>）をご参照ください。

保険の仕組み

保険制度

損害保険とは、大数の法則に基づき、同じ危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を拠出し、その中のだれかが偶然な一定の事故により損害を受けた場合、保険金を支払うという仕組みで、相互扶助の考えに基づいています。

損害保険は個人や企業などを種々の危険や災害からお守りし、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険契約の性格

損害保険契約とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険契約者は、この補償を受けるために保険料を支払うことを約束する契約で、保険法第2条に規定されています。

したがって、法的には保険会社と保険契約者の間の双方の合意によって成立する有償・双務契約であり、また、意思表示に特別の方式が法定されていない不要式な諾成契約であるといえますが、保険実務では、多数の保険契約を迅速かつ確実に処理する必要があることから、「保険契約申込書」を使用し、契約締結の証として原則保険証券を交付しています。

再 保 険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険取引による保険金支払責任を他の保険会社等に転嫁してリスクを軽減する仕組みで、他にリスクを転嫁することを「出再」といい、また、これとは逆に他の保険会社等からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

当社では、大規模商業施設および台風や地震等の大災害により巨額の保険金支払が発生する可能性のある保険については、再保険を効果的に利用し危険の平準化・分散化を図っています。また、受再保険については、リスクを精査のうえ、会社規模等を勘案し過大な支払責任を負うことのないよう、慎重な引き受けを行っています。

再保険取引にあたっては、資産、信用および営業状態等を考慮し、取引を行うことが適切と認められる相手先を選定しています。

約款について

約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、「保険会社と契約者双方の権利と義務」を具体的に箇条書きにしたものが保険約款です。保険会社が作成し、保険事業を監督する金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

約款には、同一保険種目の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特約」とがあります。

約款は実際上きわめて重要な役割を果たしており、保険会社と保険契約者・被保険者（保険の補償を受けられる方）双方の権利・義務を定めていることから、その内容は双方を拘束するものです。

契約時の留意事項

保険契約は、お客さまと保険会社との約束ごとですので、契約に際しては、約款、特約の内容について十分な説明を受け、申込書の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。

約款に関する情報提供方法

ご契約時にご注意いただきたい内容や保険契約の内容等については、約款とは別に各商品別の「パンフレット」、「重要事項等説明書」などにわかりやすく記載しています。

特に「重要事項等説明書」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい「契約概要」と、ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい「注意喚起情報」を記載しています。ご契約される前に、ご一読ください。

保険料について

保険料の収受・返れい（含、満期払戻）

保険料（分割払の場合は初回保険料）は、原則として契約締結と同時に支払いただくこととなりますが、商品によっては、「保険料後払」もあります。また、保険料の払込みがないと、事故が起きても保険金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

特に、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、保険料のお引き落としができない場合には、ご加入いただいている保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）・解除になることもあります。詳しくは、当社または代理店までお問い合わせください。

保険期間中に危険の増加・減少などが生じたときは追加保険料のご請求や返れいを行い、また、ご契約者からのお申し出により保険契約を解除するときには、解約返れい金として返れいすることがあります。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定められた満期返れい金が、保険契約の満期時にご契約者に支払われます。保険期間中の運用利回りが、予定利率を上回った場合は、契約者配当金が支払われます。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得もしくは金融庁に届出を行ったものを適用しています。

保険料は、通常、保険金額（ご契約金額）に保険料率を乗じて算出されます。この保険料は、一般に「純保険料」と「付加保険料」とによって構成されています。

「純保険料」とは、保険金の支払いに充てられる部分で、大数の法則に基づき算出されます。過去の統計等に基づいて予定原価が算定される場所に、損害保険の特徴があります。「付加保険料」とは、保険事業を運営するために必要な経費や利潤などに充てられる部分です。

保険金のお支払い（自動車保険）

<p>事故現場での 緊急措置</p>	<p>万一、保険事故が発生した場合には、以下の対応を優先してください。</p> <p>(1) 負傷者の救護（応急措置や救急車の手配） (2) 危険防止措置（事故車両の移動や非常停止板・発煙筒による二次損害防止） (3) 所轄警察署・消防署への通報</p> <p>また、相手方がある場合は、相手方の住所・氏名・連絡先をご確認ください。</p>
<p>事故のご連絡</p>	<p>緊急措置終了後、直ちに、当社の事故・ロードアシスタンス受付デスクにご連絡ください。</p> <p>● 24時間・365日 事故受付 専門の事故受付担当者が、24時間・365日、事故の受付を行います。</p> <p style="text-align: center;">0120-002446（自動車保険専用：通話料無料） ※ IP 電話からは 050-3786-2446（有料電話）</p> <p>● 休日も初期対応サービスを実施 ご連絡をいただいたその日から、当社の損害サービス部門の担当者が解決に向けた事故対応の手続きをすすめますので、事故によるお客さまの精神的な負担も軽減されます。 対応時間：平日午前9時～午後8時 土・日・祝日午前9時半～午後8時（年末年始を除く）</p> <p>● ALSOK 事故現場安心サポート お客さまのご要請により ALSOK 隊員が事故現場へ向かい、二次災害防止のサポート、お客さまや事故相手等に事故状況や損害状況をヒヤリングし、お客さまに代わって事故連絡をします。事故相手とのトラブルを防ぐための適切なアドバイスもいたします。</p> <p>● 「つながるボタン（IoT）」による事故対応サポート（2017年7月1日以降保険始期のご契約） 万一の事故の際、「つながるボタン」を押すと、「つながるアプリ」を経由して、お客さまの契約情報や事故現場の位置情報が当社に連携されます。さらに、「つながるボタン」が事故時の衝撃を感知した場合、衝撃の大きさ、時間経過によって、当社からお客さまへ連絡し、「ALSOK 事故現場安心サポート」などトラブルの現場で必要となるサービスを提供します。</p> <p>● 提携修理工場のご案内 自動車事故にあわれたお客さまに、当社が提携している自動車修理工場をご紹介します。事故車両を速やかに誘導するシステムです。提携修理工場はすべて当社が認定する基準をクリアした優良な工場ですので、安心してご利用いただけます。</p> <p>● 損害サービス専門の担当者が直接担当 事故連絡を受けたあとは、専門の担当者が必要に応じ、相手方や修理業者などの関連者と連携をとりながら、事故対応・保険相談にお応えします。担当者はすべて、十分な教育、訓練、指導を受けた専門家ですので、安心してお任せください。</p>
<p>保険金支払額の 決定</p>	<p>保険金支払の対象となる事故であれば、医療機関の診断書や修理業者の修理見積書などを審査・検討した上で損害額を算出し、ご契約者、被保険者、被害者にご了解をいただいたうえで、支払保険金の額を決定いたします。</p> <p>● 保険金支払いに関する「事故対応報告サービス」 事故連絡をされたご契約者に対し、保険の内容や事故対応の流れが複雑でわかりにくい自動車保険について、冊子（おとなの自動車保険ご利用ガイドブック）を作成し、事故のご連絡を受け付けた直後に送付しています。さらに、ご希望の契約者に対し、事故対応状況の途中経過をウェブサイト上（マイページ）でご報告しています。</p>
<p>保険金請求 書類のご提出</p>	<p>事故の内容や損害の程度により、必要な保険金請求書類をご提出いただいています。必要な書類は担当者のご案内します。</p> <p>● 一定範囲の事故は電話で対応（保険金請求書類等の省略） 一定範囲の事故は、電話を有効活用。事故内容や損害程度などを電話で確認することで書類手続を省略し、迅速な保険金支払を可能にしました。</p>
<p>保険金のお支払い</p>	<p>ご契約内容と照らし合わせ、正当な保険金受取人の確認を行い、ご指定の金融機関口座へお振り込みします。</p>

資料編目次

Ⅲ. 業務に関する事項

事業の概況	P 34
最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	P 37
主要な業務の状況を示す指標等	P 38
保険契約に関する指標等	P 41
経理に関する指標等	P 43
資産運用に関する指標	P 47
責任準備金残高の内訳	P 54
期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	P 54
事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	P 55

Ⅳ. 保険会社の運営

内部統制基本方針と運用状況の概要	P 58
戦略的リスク経営(ERM)	P 63
社内外の監査・検査体制	P 66
法令遵守の体制	P 67
第三分野保険に係る責任準備金の確認	P 68
個人情報保護宣言	P 68
勧誘方針	P 76
反社会的勢力への対応に関する基本方針	P 76
利益相反管理基本方針(概要)	P 78

Ⅴ. 財産の状況

財務諸表	P 82
リスク管理債権情報	P 96
元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	P 96
債務者区分に基づいて区分された債権	P 97
ソルベンシー・マージン情報	P 98
時価情報等	P 100
その他	P 102

Ⅲ. 業務に関する事項

事業の概況

事業の経過および成果等

当期のわが国経済は、雇用・所得環境等の改善が続く中、個人消費に弱い動きが見られたものの、年度後半には輸出や生産に持ち直しの動きがみられ、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

このような経済環境のもと、当社は、SOMPO ホールディングスグループにおける損害保険事業の一翼として、平成 23 年に発売を開始した通販型自動車保険『おとなの自動車保険』の販売促進ならびに各種インフラの整備などに取り組みました。『おとなの自動車保険』は、年度末の保有契約件数が 62 万件（対前期末 28.3% 増）となるなど、着実に契約件数を伸ばしています。

○損益の概況

当社の業績は、以下のとおりとなりました。

損益状況に関して、収益の面で、保険引受収益は、正味収入保険料が 33,223 百万円と対前期 5,784 百万円増収（増収率 21.1%）したことなどにより、33,299 百万円と前期に対し 5,719 百万円上回りました。資産運用収益は、利息及び配当金収入、有価証券売却益、その他の運用収益が減少したことなどにより、前期に比べ 34 百万円減少し、72 百万円となりました。

一方、支出面では、保険引受費用は、正味支払保険金が 19,532 百万円と対前期 4,042 百万円増加し、27,515 百万円と対前期 4,228 百万円の増加となりました。資産運用費用は、その他運用費用が前期に比べわずかに増加し、4 百万円となりました。また、営業費及び一般管理費は、11,761 百万円と通販型自動車保険の広告費の増加等により前期より 759 百万円増加しました。

以上の結果、当期の経常損益は、5,931 百万円の損失（前期は 6,509 百万円の損失）となりました。また、価格変動準備金繰入額 3 百万円などを特別損失として計上し、法人税及び住民税 12 百万円を差し引いた結果、当期の純損失は 5,948 百万円（前期は 6,529 百万円の損失）となりました。

財務内容の面では、自動車通販事業への投下資本確保と事業基盤の強化を目的とし、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を引受先とする第三者割当増資 4,299 百万円を実施しました。年度末の純資産は 9,281 百万円（対前期末 1,713 百万円の減少）、自己資本比率は 18.0% と対前期末 4.3 ポイント低下しました。またソルベンシー・マージン比率は 562.0% と前期末に対し 163.8 ポイント低下しました。

なお、保険引受の概況については、以下のとおりです。

正味損害率は、67.0% と前期に比べて 2.6 ポイント上昇しました。

正味事業費率は、37.9% と前期に比べて 5.2 ポイント低下しました。

○保険種目の概況

主力の自動車保険につきましては、正味収入保険料が 28,377 百万円、前期に比べて 5,815 百万円、25.8% の増収となり、正味支払保険金が 16,891 百万円と前期に比べて 3,957 百万円増加しました。その結果、正味損害率は 67.6% と、前期に比べて 2.2 ポイント上昇しました。

火災保険につきましては、正味収入保険料が 620 百万円、前期に比べて 71 百万円、10.3% の減収となり、正味損害率は 84.7% と、前期に比べて 13.0 ポイント上昇しました。

傷害保険につきましては、正味収入保険料が 2,529 百万円と 52 百万円の減収となりました。正味損害率は 70.3% と、前期に比べて 5.3 ポイント上昇しました。

自動車損害賠償責任保険につきましては、正味収入保険料が 441 百万円、前期に比べて 6.9% の増収となりました。正味損害率は 95.2% と、前期に比べ 8.2 ポイント低下しました。

その他の保険（海上保険を含む）につきましては、正味収入保険料が、1,253 百万円と、前期に比べて 64 百万円の増収となりました。正味損害率は 27.3% と、前期に比べて 1.3 ポイント上昇しました。

当社は、平成 29 年 7 月より IoT を活用した新サービスを導入するなど、顧客接点の拡大・強化に取組み、「心地よい顧客体験」を提供することで、他社との差別化を図り、お客さまから選ばれることにより、トップライン拡大の加速に努めます。また、デジタル・リーディングカンパニーを目指し、ダイレクトマーケティング技術の向上・蓄積に努めるとともに、デジタル技術を活用した収益性の向上に努めます。さらに、戦略的リスク経営の定着、人材力・システム力の強化、適正な保険契約管理態勢・保険金支払管理態勢の整備、「風通しの良い」職場づくりとダイバーシティの継続的な推進、コンプライアンスの遵守、内部統制が有効に機能するガバナンス体制の整備などに取組むことで、通販会社として持続性のある事業基盤づくりに努めます。

○損益の仕組み

(単位：百万円)

保険引受収益	33,299			保険引受費用	27,515
正味収入保険料	33,223	保険引受に係る 営業費及び一般管理費	11,743	正味支払保険金	19,532
収入積立保険料	42			損害調査費	2,731
積立保険料等運用益	32			諸手数料及び集金費	857
		その他収支	21	満期返戻金	308
				支払備金繰入額	2,312
		保険引受損失(△)	△5,938	責任準備金繰入額	1,767
				為替差損	0
				その他保険引受費用	6
資産運用収益	72			資産運用費用	4
利息及び配当金収入	93			その他運用費用	4
有価証券売却益	3				
その他運用収益	7			営業費及び一般管理費	11,761
積立保険料等運用益振替	△32				
その他経常収益	8			その他経常費用	29
経常収益	33,379	経常損失(△)	△5,931	経常費用	39,311
特別利益	—			特別損失	4
				法人税及び住民税	12
		当期純損失(△)	△5,948		

(注) その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	17,204 (18.8%)	18,951 (10.2%)	22,359 (18.0%)	27,439 (22.7%)	33,223 21.1%
経常収益 (対前期増減率)	18,243 (16.9%)	19,819 (8.6%)	22,783 (15.0%)	27,818 (22.1%)	33,379 20.0%
経常利益または経常損失(△) (対前期増減率)	△6,727 (—)	△8,439 (—)	△7,388 (—)	△6,509 (—)	△ 5,931 (—)
当期純利益または当期純損失(△) (対前期増減率)	△6,849 (—)	△8,639 (—)	△7,406 (—)	△6,529 (—)	△ 5,948 (—)
資本金 (発行済株式総数)	15,110 (599千株)	20,110 (1,211千株)	23,610 (1,955千株)	26,610 (2,887千株)	28,760 (4,030千株)
純資産額	10,824	11,852	11,519	10,995	9,281
総資産額	38,371	41,733	44,706	49,272	51,655
自己資本比率	28.2%	28.4%	25.8%	22.3%	18.0%
積立勘定資産	1,981	1,364	829	465	202
責任準備金残高	19,309	20,521	22,980	24,786	26,553
貸付金残高	10	7	2	1	0
有価証券残高	29,041	31,932	35,725	40,139	16,878
ソルベンシー・マージン比率	1,193.6%	1,122.5%	893.6%	725.8%	562.0%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	288名	298名	327名	361名	417名

(注) 1. 従業員数には直販社員(営業社員)を含みません。

2. ソルベンシー・マージン比率については、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較は出来ません。

主要な業務の状況を示す指標等

1. 元受正味保険料（含む積立保険料）および従業員一人当たり保険料

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2014 年度			2015 年度			2016 年度		
		金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火 災		1,911	7.8	△ 21.3	1,649	5.6	△ 13.7	1,591	4.5	△ 3.5
傷 害		4,210	17.1	△ 5.2	3,934	13.3	△ 6.6	3,660	10.4	△ 6.9
自 動 車		17,404	70.7	30.6	22,754	77.1	30.7	28,599	81.5	25.7
自動車損害賠償責任		△ 0	△ 0.0	—	△ 0	△ 0.0	—	△ 0	△ 0.0	—
そ の 他		1,088	4.4	9.8	1,189	4.0	9.3	1,253	3.6	5.4
合 計		24,614	100.0	16.1	29,527	100.0	20.0	35,105	100.0	18.9
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)		75		5.8	81		8.7	84		2.9

(注) 1. 元受正味保険料（含む積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます（積立型保険の積立保険料部分を含みます）。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む積立保険料）＝元受正味保険料（含む積立保険料）÷従業員数

2. 正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種 目	年 度	2014 年度			2015 年度			2016 年度		
		金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火 災		1,050	4.7	△ 38.2	691	2.5	△ 34.1	620	1.9	△ 10.3
傷 害		2,574	11.5	△ 1.6	2,582	9.4	0.3	2,529	7.6	△ 2.0
自 動 車		17,225	77.0	30.4	22,562	82.2	31.0	28,377	85.4	25.8
自動車損害賠償責任		412	1.8	4.6	413	1.5	0.3	441	1.3	6.9
そ の 他		1,097	4.9	6.8	1,189	4.3	8.4	1,253	3.8	5.4
合 計		22,359	100.0	18.0	27,439	100.0	22.7	33,223	100.0	21.1

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

3. 受再正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
火 災		4	4	3
傷 害		102	116	113
自 動 車		5	6	7
自動車損害賠償責任		412	413	441
そ の 他		10	7	1
合 計		534	547	567

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをいいます。

4. 支払再保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
火 災		865	961	974
傷 害		1,554	1,372	1,202
自 動 車		184	198	228
自動車損害賠償責任		△ 0	△ 0	△ 0
そ の 他		1	7	1
合 計		2,605	2,540	2,406

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

5. 解約返れい金

(単位：百万円)

種 目	年 度	2014年度	2015年度	2016年度
火 災		76	92	72
傷 害		26	16	7
自 動 車		123	175	250
自動車損害賠償責任		10	11	11
そ の 他		3	1	0
合 計		241	296	342

(注) 解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金および積立解約返れい金の合計額をいいます。

6. 保険引受利益

(単位：百万円)

種 目	年 度	2014年度	2015年度	2016年度
火 災		△ 577	△ 353	△ 233
傷 害		26	146	100
自 動 車		△ 7,203	△ 6,757	△ 6,065
自動車損害賠償責任		—	—	—
そ の 他		240	285	259
合 計		△ 7,513	△ 6,678	△ 5,938

(単位：百万円)

種 目	年 度	2014年度	2015年度	2016年度
保 険 引 受 収 益		22,595	27,579	33,299
保 険 引 受 費 用		19,151	23,286	27,515
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		10,958	10,983	11,743
そ の 他 収 支		2	11	21
保 険 引 受 利 益		△ 7,513	△ 6,678	△ 5,938

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

7. 正味支払保険金および正味損害率

(単位：百万円)

種 目	年 度	2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火 災		719	5.8	73.3	457	3.0	71.7	471	2.4	84.7
傷 害		1,627	13.2	72.8	1,451	9.4	65.0	1,521	7.8	70.3
自 動 車		9,387	76.0	62.9	12,934	83.5	65.4	16,891	86.5	67.6
自動車損害賠償責任		429	3.5	106.9	416	2.7	103.4	408	2.1	95.2
そ の 他		184	1.5	25.2	231	1.5	26.0	239	1.2	27.3
合 計		12,350	100.0	63.5	15,490	100.0	64.4	19,532	100.0	67.0

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

8. 元受正味保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
火 災	742	489	806
傷 害	2,124	1,828	1,934
自 動 車	9,596	13,028	17,119
自動車損害賠償責任	51	14	32
そ の 他	169	225	238
合 計	12,684	15,585	20,130

(注) 元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

9. 受再正味保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
火 災	0	0	27
傷 害	46	51	45
自 動 車	2	3	2
自動車損害賠償責任	429	416	408
そ の 他	16	11	2
合 計	495	482	487

(注) 受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

10. 回収再保険金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
火 災	22	31	362
傷 害	543	428	458
自 動 車	211	97	230
自動車損害賠償責任	51	14	32
そ の 他	0	6	1
合 計	829	578	1,086

(注) 回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

保険契約に関する指標等

1. 保険契約に関する指標等－契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では保険期間が終了し満期を迎えたご契約に対して満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、所定の計算により契約者配当金をお支払いいたしております。

満期を迎えられた契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

(満期返れい金 100 万円の場合)

満期月 および保険期間	払込方法	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
	2016年3月	5年	0円	0円	0円	0円
10年		0円	0円	0円	0円	0円
2017年3月	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

2. 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	年 度	2014年度			2015年度			2016年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		73.3	94.4	167.7	71.7	117.0	188.7	84.7	116.7	201.4
傷 害		72.8	31.2	104.0	65.0	28.9	93.9	70.3	29.5	99.8
自 動 車		62.9	55.6	118.5	65.4	43.3	108.7	67.6	37.5	105.1
自動車損害賠償責任		106.9	3.0	109.9	103.4	2.7	106.1	95.2	2.3	97.5
そ の 他		25.2	38.4	63.6	26.0	42.0	68.0	27.3	38.6	65.9
合 計		63.5	52.8	116.3	64.4	43.1	107.5	67.0	37.9	104.9

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種 目	年 度	2014年度			2015年度			2016年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		51.5	102.2	153.7	54.8	81.5	136.3	49.5	72.8	122.3
傷 害		46.3	25.7	72.0	50.3	25.0	75.3	58.8	25.5	84.3
自 動 車		82.4	63.3	145.7	83.4	47.2	130.6	81.0	40.2	121.2
そ の 他		27.7	37.7	65.4	33.4	41.9	75.3	39.1	38.3	77.4
合 計		71.2	56.4	127.6	75.2	44.9	120.1	75.9	39.4	115.3

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率=発生損害率+事業費率

5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

7. 第三分野につきましては、販売量が極めて少なく有意な情報が得られないため、傷害に含めて表記しています。

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分 \ 年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	— %	— %	— %

(注) 上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

5. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)
2015 年度	4	99.98
2016 年度	4	99.98

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象としています。
2. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

6. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
2015 年度	100.0%	—	—	100.0%
2016 年度	100.0%	—	—	100.0%

(注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険会社を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

2. 格付区分は、以下の方法により区分しています。

① S&P 社と Moody's の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は、低い格付を使用しています。

② これら 2 社の格付がない場合は A.M.Best の格付を使用しています。

格付機関別の A 格、BBB 格、BB 格の定義は以下のとおりです。

	A 以上	BBB 以上	BB 以下
S&P	A - 以上	BBB - 以上	BB + 以下
Moody's	A3 以上	Baa3 以上	Ba1 以下
A.M.Best	A - 以上	B + 以上	B 以下

③ 各年度末時点の格付情報を使用しています。

3. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

7. 未収再保険金の推移

(単位：百万円)

		2014 年度	2015 年度	2016 年度
1	年度開始時の未収再保険金	124	241	87
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	755	531	691
3	当該年度回収等	639	685	677
4	年度末の未収再保険金 (1+2-3)	241	87	101

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

2. 第三分野保険（保険業法施行規則第 71 条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約）の該当はありません。

経理に関する指標等

1. 保険契約準備金

(1) 支払備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
火 災	97	102	44
傷 害	1,204	1,131	1,151
自 動 車	6,043	8,528	10,734
自動車損害賠償責任	178	175	168
そ の 他	106	194	345
合 計	7,630	10,132	12,444

(2) 責任準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
火 災	9,866	9,601	9,263
傷 害	1,611	1,332	951
自 動 車	8,892	11,209	13,611
自動車損害賠償責任	1,477	1,504	1,571
そ の 他	1,131	1,139	1,155
合 計	22,980	24,786	26,553

2. 責任準備金積立水準

区 分		2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	—	—	—
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式 または全期チルメル式	平準純保険料式 または全期チルメル式	平準純保険料式 または全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。

2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。

3. 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分	2014年度 未残高	2015年度 増加額	2015年度減少額		2015年度 未残高	2016年度 増加額	2016年度減少額		2016年度 未残高	摘要
			目的使用	その他			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—	—	—	—	
	個別貸倒引当金	2	1	—	(※)2	1	0	0	(※)1	※洗替等による取崩
	計	2	1	—	2	1	0	0	1	0
役員退職慰労引当金	44	5	—	—	49	5	34	—	20	
賞与引当金	228	247	228	—	247	264	247	—	264	
役員賞与引当金						27	—	—	27	
価格変動準備金	28	8	—	—	36	3	—	—	40	

4. 貸付金償却の額

該当ありません。

5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合によりあん分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	2015年度	252百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 0百万円
	2016年度	310百万円 (注) 異常危険準備金の繰入・取崩はありません。

6. 事業費 (含む損害調査費)

(単位：百万円)

区 分	2014年度	2015年度	2016年度
人 件 費	2,595	2,804	3,096
物 件 費	10,026	10,177	11,159
税金・拠出金等	206	197	237
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構 に対する負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	849	842	857
合 計	13,677	14,021	15,350

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計額です。

7. 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

年度 区分	2014年度	2015年度	2016年度
国債等	—	—	—
株式	28	4	—
外国証券	6	15	3
その他の有価証券	—	—	—
合計	35	20	3

8. 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

年度 区分	2014年度	2015年度	2016年度
国債等	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合計	—	—	—

9. 有価証券評価損明細表

(単位：百万円)

年度 区分	2014年度	2015年度	2016年度
国債等	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	—	—	—
その他の有価証券	—	—	—
合計	—	—	—

10. 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

資産の種類	取得原価	2016年度 償却額	2016年度末 残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産					
建物	200	8	52	147	73.6
リース資産	278	47	162	115	41.5
その他の有形固定資産	28	3	8	20	70.4
有形固定資産計	506	58	224	282	55.8
無形固定資産					
ソフトウェア	5,559	978	2,457		
無形固定資産計	5,559	978	2,457		

11. 固定資産処分益

該当ありません。

12. 固定資産処分損

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
建 物	0	—	—
リ ー ス 資 産	1	0	—
その他の有形固定資産	0	—	0
合 計	2	0	0

資産運用に関する指標

1. 資産運用の方針

契約者の皆さまからいただいた保険料からなる資産の運用にあたっては、将来の保険金支払に備えるべく、流動性の高い運用資産の保有割合を高くしています。また、債券を中心に分散投資を行い、価格変動リスクの大きい資産の保有割合を低くするなど、リスクの抑制にも努め、安定収益の実現に向け取り組んでいます。

資産運用リスクの管理については、保有資産の価格変動リスク、信用リスク等を計量的にとらえ、リスク量がどのレベルにあるかを逐次把握し、ERM委員会等で保有資産の状況をモニタリングするなど、十分な配慮を行うよう努めています。

2. 現金および預貯金の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
現 金		0		0		0	
預 貯 金		2,380		2,329		26,846	
郵便振替・郵便貯金		134		159		121	
当 座 預 金		2,210		2,149		26,599	
普 通 預 金		35		19		125	
通 知 預 金		—		—		—	
定 期 預 金		—		—		—	
外 貨 預 金		—		—		—	
合 計		2,380		2,329		26,846	

3. 運用資産および総資産の推移

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 貯 金		2,380	5.3	2,329	4.7	26,846	52.0
コ ー ル ロ ー ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		35,725	79.9	40,139	81.5	16,878	32.7
う ち 株 式		30	0.1	19	0.0	31	0.1
貸 付 金		2	0.0	1	0.0	0	0.0
土 地 ・ 建 物		50	0.1	49	0.1	52	0.1
運 用 資 産		38,158	85.4	42,520	86.3	43,778	84.8
総 資 産		44,706	100.0	49,272	100.0	51,655	100.0

4. 利息および配当金収入の額および運用資産利回り(インカム利回り)の推移 (単位: 百万円、%)

区 分	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	—	—	—	—	—	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	125	0.39	111	0.31	93	0.48
う ち 株 式	0	4.40	—	—	—	—
貸 付 金	0	1.48	0	1.53	0	1.81
土 地 ・ 建 物	—	—	—	—	—	—
小 計	125	0.37	111	0.29	93	0.24
そ の 他	0	—	0	—	0	—
合 計	125	—	111	—	93	—

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果をインカム収入(利息および配当金収入)の観点から示す指標です。

分子を[利息および配当金収入]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]として算出しています。

5. 資産運用利回り(実現利回り)

(単位: 百万円、%)

区 分	2014 年度			2015 年度			2016 年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	—	1,860	—	—	2,765	—	—	20,288	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	193	32,435	0.60	150	36,125	0.42	104	19,365	0.54
公 社 債	100	21,786	0.46	86	20,237	0.43	75	17,496	0.43
株 式	29	15	183.49	4	13	34.74	—	13	—
外 国 証 券	21	35	59.12	15	15	96.97	3	10	36.19
その他の証券	43	10,596	0.41	43	15,858	0.27	25	1,845	1.38
貸 付 金	0	4	1.48	0	1	1.53	0	0	1.81
土 地 ・ 建 物	—	51	—	—	51	—	—	51	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	△ 4	—	—	△ 3	—	—	△ 3	—	—
合 計	189	34,351	0.55	146	38,944	0.38	101	39,705	0.25

(注) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を当年度の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

分子を[資産運用収益]+[積立保険料等運用益]-[資産運用費用]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]として算出しています。

6. (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円、%)

区 分	2014 年度			2015 年度			2016 年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	—	1,860	—	—	2,765	—	—	20,288	—
コ ー ル ロ ー ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	281	32,994	0.85	151	36,771	0.41	14	20,012	0.07
公 社 債	90	21,994	0.41	102	20,434	0.50	△ 28	17,709	△ 0.16
株 式	5	55	9.28	△ 4	28	△ 14.30	11	19	58.63
外 国 証 券	1	57	2.04	14	17	80.44	3	11	26.66
その他の証券	184	10,887	1.69	37	16,290	0.23	28	2,271	1.26
貸 付 金	0	4	1.48	0	1	1.53	0	0	1.81
土 地 ・ 建 物	—	51	—	—	51	—	—	51	—
金 融 派 生 商 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	△ 4	—	—	△ 3	—	—	△ 3	—	—
合 計	276	34,910	0.79	147	39,590	0.37	11	40,352	0.03

(注) 実現利回りにその他有価証券の評価差額等を加味したもので時価ベースでの運用効率を示す指標です。

分子を [資産運用収益] + [積立保険料等運用益] - [資産運用費用] + [当期末評価差額] - [前期末評価差額]、分母を [取得原価又は償却原価による平均残高] + [その他の有価証券に係る前期末評価差額] + [金銭の信託および売買目的有価証券に係る前期末評価損益] で算出しています (評価差額は税効果控除前の金額による)。

7. 海外投融資残高および構成比および利回り

(単位：百万円、%)

区 分	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	
外 貨 建 設	公 社 債	—	—	—	—	—	
	株 式	—	—	—	—	—	
	そ の 他	20	100.0	11	100.0	10	100.0
	外 貨 建 資 産 計	20	100.0	11	100.0	10	100.0
円 貨 建 設	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	
	公 社 債 (円 建 外 債)	—	—	—	—	—	
	そ の 他	—	—	—	—	—	
	円 貨 建 資 産 計	—	—	—	—	—	
合 計	20	100.0	11	100.0	10	100.0	
海 外 投 資 利 回 り							
運用資産利回り(インカム利回り)			2.15		0.00	0.00	
資産運用利回り(実現利回り)			59.12		96.97	36.19	
(参考)時価総合利回り			2.04		80.44	26.66	

8. 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

9. 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国	債	13,878	38.8	12,582	31.3	8,819	52.3
地 方	債	2,675	7.5	2,153	5.4	4,494	26.6
社	債	4,722	13.2	4,582	11.4	2,737	16.2
株	式	30	0.1	19	0.0	31	0.2
外 国	証 券	20	0.1	11	0.0	10	0.1
そ の 他 の	証 券	14,398	40.3	20,790	51.8	786	4.7
合 計		35,725	100.0	40,139	100.0	16,878	100.0

10. 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	年 度	2014 年度末			2015 年度末			2016 年度末		
		運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り
公 社	債	0.46	0.46	0.41	0.43	0.43	0.50	0.43	0.43	△ 0.16
株	式	4.40	183.49	9.28	0.00	34.74	△14.30	0.00	0.00	58.63
外 国	証 券	2.15	59.12	2.04	0.00	96.97	80.44	0.00	36.19	26.66
そ の 他 の	証 券	0.22	0.41	1.69	0.16	0.27	0.23	1.02	1.38	1.26
合 計		0.39	0.60	0.85	0.31	0.42	0.41	0.48	0.54	0.07

(注) 利回りの計算方法は4、5、6の注記のとおりです。

11. 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	合 計
		2015 年度末	国 債	3,620	7,275	1,686	—	—
	地 方 債	704	1,134	315	—	—	—	2,153
	社 債	1,811	2,156	613	—	—	—	4,582
	株 式	—	—	—	—	—	19	19
	外 国 証 券	—	11	—	—	—	—	11
	その他の有価証券	—	31	—	—	—	20,758	20,790
	合 計	6,136	10,609	2,615	—	—	20,778	40,139
2016 年度末	国 債	2,228	6,174	417	—	—	—	8,819
	地 方 債	503	823	103	—	3,064	—	4,494
	社 債	1,108	1,628	—	—	—	—	2,737
	株 式	—	—	—	—	—	31	31
	外 国 証 券	—	10	—	—	—	—	10
	その他の有価証券	23	—	—	—	—	762	786
	合 計	3,864	8,635	520	—	3,064	793	16,878

(注) 10年超には期間の定めのないものを含んでいます。

12. 業種別保有株式の額

(単位：千株、百万円、%)

区 分	2014 年度末			2015 年度末			2016 年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
輸 送 用 機 器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 保 険 業	10	5	19.3	—	—	—	—	—	—
情 報 ・ 通 信 業	20	24	80.7	20	19	100.0	20	31	100.0
陸 運 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
合 計	33	30	100.0	23	19	100.0	23	31	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
2. その他金融業は金融保険業として記載しています。

13. 貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

区 分	残存期間	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	合 計
		2015年度末	貸 付 金	1	—	—	—	—
	変 動 金 利	—	—	—	—	—	—	—
	固 定 金 利	1	—	—	—	—	—	1
	うち国内企業向け	—	—	—	—	—	—	—
	変 動 金 利	—	—	—	—	—	—	—
	固 定 金 利	—	—	—	—	—	—	—
2016年度末	貸 付 金	0	—	—	—	—	—	0
	変 動 金 利	—	—	—	—	—	—	—
	固 定 金 利	0	—	—	—	—	—	0
	うち国内企業向け	—	—	—	—	—	—	—
	変 動 金 利	—	—	—	—	—	—	—
	固 定 金 利	—	—	—	—	—	—	—

14. 担保別貸付金残高

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担 保 貸 付		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券 担 保 貸 付		—	—	—	—	—	—
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団 担 保 貸 付		—	—	—	—	—	—
指 名 債 権 担 保 貸 付		—	—	—	—	—	—
保 証 貸 付		—	—	—	—	—	—
信 用 貸 付		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
一 般 貸 付 計		—	—	—	—	—	—
約 款 貸 付		2	100.0	1	100.0	0	100.0
合 計		2	100.0	1	100.0	0	100.0
(うち劣後特約付貸付)		—	—	—	—	—	—

15. 用途別の貸付金残高および構成比

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金		2	100.0	1	100.0	0	100.0
設 備 資 金		—	—	—	—	—	—
合 計		2	100.0	1	100.0	0	100.0

16. 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	2014 年度末		2015 年度末		2016 年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 林 ・ 水 産 業		—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—	—	—
製 造 業		—	—	—	—	—	—
卸 売 業 ・ 小 売 業		—	—	—	—	—	—
金 融 業 ・ 保 険 業		—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業 等		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
小 計		—	—	—	—	—	—
公 共 団 体		—	—	—	—	—	—
公 社 ・ 公 団		—	—	—	—	—	—
約 款 貸 付		2	100.0	1	100.0	0	100.0
合 計		2	100.0	1	100.0	0	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
土 地	—	—	—
営 業 用	—	—	—
賃 貸 用	—	—	—
建 物	50	49	52
営 業 用	50	49	52
賃 貸 用	—	—	—
建 設 仮 勘 定	—	—	—
営 業 用	—	—	—
賃 貸 用	—	—	—
合 計	50	49	52
営 業 用	50	49	52
賃 貸 用	—	—	—
リ ー ス 資 産	136	127	162
その他の有形固定資産	6	6	8
有形固定資産合計	193	183	224

18. 長期性資産

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
長 期 性 資 産	834	470	204

(注) 長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しています。

19. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

種 目	内 訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	危険準備金Ⅱ	合計
2015年度末	火 災	8,271	1,320	—	—	9	9,601
	傷 害	708	151	465	4	2	1,332
	自 動 車	9,761	1,447	—	—	0	11,209
	自動車損害賠償責任	1,504	—	—	—	—	1,504
	そ の 他	494	644	—	—	0	1,139
	合 計	20,740	3,563	465	4	11	24,786
2016年度末	火 災	7,933	1,320	—	—	9	9,263
	傷 害	594	150	202	2	2	951
	自 動 車	11,791	1,820	—	—	0	13,611
	自動車損害賠償責任	1,571	—	—	—	—	1,571
	そ の 他	486	669	—	—	0	1,155
	合 計	22,377	3,960	202	2	11	26,553

期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2012年度	5,234	3,406	2,090	△ 262
2013年度	5,582	3,854	2,349	△ 622
2014年度	7,246	4,506	2,680	60
2015年度	7,993	4,874	3,380	△ 261
2016年度	10,488	6,353	4,412	△ 276

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払備金	事故発生年度末	2,402			2,325			1,887			1,787			1,844		
	1年後	2,627	1.09	224	2,202	0.95	△123	1,861	0.99	△26	1,820	1.02	33			
	2年後	2,560	0.97	△66	2,203	1.00	0	1,880	1.01	18						
	3年後	2,554	1.00	△5	2,209	1.00	6									
	4年後	2,561	1.00	6												
最終損害見積り額		2,561			2,209			1,880			1,820			1,844		
累計保険金		2,536			2,168			1,814			1,654			847		
支払備金		24			41			65			165			996		

●自動車

(単位：百万円)

事故発生年度		2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払備金	事故発生年度末	6,329			8,862			10,796			14,993			18,711		
	1年後	6,570	1.04	240	9,019	1.02	157	11,272	1.04	475	15,428	1.03	434			
	2年後	6,560	1.00	△10	9,165	1.02	145	11,508	1.02	236						
	3年後	6,633	1.01	73	9,137	1.00	△27									
	4年後	6,565	0.99	△68												
最終損害見積り額		6,565			9,137			11,508			15,428			18,711		
累計保険金		6,419			8,755			10,525			12,841			12,101		
支払備金		145			382			982			2,586			6,610		

●賠償責任

(単位：百万円)

事故発生年度		2012年度			2013年度			2014年度			2015年度			2016年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払備金	事故発生年度末	47			49			55			67			167		
	1年後	52	1.11	5	55	1.11	5	63	1.14	7	87	1.29	19			
	2年後	70	1.35	18	66	1.20	11	98	1.56	35						
	3年後	81	1.14	10	64	0.98	△1									
	4年後	80	0.99	△0												
最終損害見積り額		80			64			98			87			167		
累計保険金		78			58			50			57			44		
支払備金		1			6			48			30			122		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

IV. 保険会社の運営

内部統制基本方針と運用状況の概要

当社は、SOMPO ホールディングスグループ（以下「グループ」といいます。）の一員として、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。

なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するために、必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に示します。
- (2) 親会社との間で締結する「経営管理に関する覚書」に基づき、事業戦略等、経営上の重要事項に関し、親会社に対して承認申請または報告を行います。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役、社外監査役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、親会社によるグループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性確保に協力します。
- (4) 「SOMPO ホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」を自社の基本方針として定め、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPO ホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」を自社の基本方針として定め、コンプライアンス体制を整備します。また、取締役および使用人の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPO ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署において、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗状況の管理などを行います。
- (4) 不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPO ホールディングスグループ お客さまの声対応基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。
- (6) 「SOMPO ホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPO ホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理等を適切に行います。

-
- (8) 「SOMPO ホールディングスグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。
 - (9) 「SOMPO ホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」を自社の基本方針として定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。
 - (10) 「SOMPO ホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」を自社の基本方針として定め、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPO ホールディングスグループ ERM 基本方針」を自社の基本方針として定め、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) 親会社承認の下、経営計画を策定します。
- (2) 重要な業務執行に関する事項について、経営会議にて協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう決裁権限を定めます。
- (4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPO ホールディングスグループ IT 戦略基本方針」を自社の基本方針として定め、IT マネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための確かつ正確なシステムを構築します。
- (6) 「SOMPO ホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」を自社の基本方針として定め、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPO ホールディングスグループ 資産運用基本方針」を自社の基本方針として定め、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMPO ホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」を自社の基本方針として定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。
- (9) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会・経営会議の諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社は、「SOMPO ホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」を自社の基本方針として定め、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。
- (2) 当社は、「SOMPO ホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPO ホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」を自社の基本方針として定め、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPO ホールディングスグループ 内部監査基本方針」を自社の基本方針として定め、内部監査に関する独立性の確保、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する者を監査役補助者（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役補助者に関する規程を定め、次のとおり監査役補助者の執行からの独立性および監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

- (1) 監査役補助者の選任・解任・処遇の決定、人事上の評価は常勤監査役の同意を求めるとします。
- (2) 監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。
- (3) 監査役補助者は、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、監査役会の同意のもと、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、取締役および使用人は、この定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実にを行います。
- (2) 取締役および使用人が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役および使用人に対して不利益な取扱いをしないこととします。

- (3) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、内部監査部門、会計監査人その他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、取締役および使用人は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) SOMPO ホールディングス株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の監査役の求めに応じて、当社監査役との連携および当社取締役および使用人からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。
- (6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。
- (7) 監査役が各部門に立ち入って監査を行う場合、その他監査役が協力を求める場合（SOMPO ホールディングス株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の監査役が協力を求める場合を含みます。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 内部統制全般

- ・「内部統制基本方針」の運用状況について、取締役会において四半期ごとに報告を受け、内部統制の状況を検証するとともに体制の充実に努めました。

2. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、SOMPO ホールディングスグループ経営理念等を社内に掲示することなどにより、周知しました。
- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した「経営管理に関する覚書」に基づき、業務の適正を確保するために各種方針・規程等を定め、業務実態やSOMPO ホールディングスグループの各種基本方針等の変更に応じて、改定を行いました。
- ・グループ内における取引等の公正性および健全性を確保するため、「グループ内取引管理規程」を社内に周知し、グループ内取引の状況を取締役会にて報告しました。

3. コンプライアンス体制

- ・当社は、取締役等の職務の執行が法令等に適合していることを確認するために、取締役の職務の執行状況を四半期ごとに取締役会に報告しました。
- ・「コンプライアンス基本方針」等を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を全社員で共有することにより周知徹底を図るとともに、全社統一研修、全役職員を対象としたコンプライアンステストを実施し、知識の向上や定着を図りました。

- ・コンプライアンスに関する統括部署である業務品質部は、年度ごとにコンプライアンス重点事項の対応計画を「コンプライアンス推進計画」として策定し、取締役会傘下の業務品質・コンプライアンス委員会にて協議、取締役会にて決議しました。また、本計画の進捗状況やコンプライアンスに関する諸課題の状況について、業務品質・コンプライアンス委員会ならびに取締役会にて報告しました。
- ・内部通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」）や内部監査等の制度を整備し、不祥事件等の早期発見に努めるとともに、迅速かつ的確に是正・再発防止等の対応をしました。

4. 戦略的リスク経営に関する体制

- ・当社は、リスクアセスメントを起点とし、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しました。特に重大なリスクについては、リスクオーナー（役員クラス）を定め、対応策の実施、進捗状況に対する責任を明確にし、その実効性の向上を図りました。また、対応策の進捗状況については、四半期ごとに取締役会にて報告、確認を行いました。
- ・経営会議の諮問機関であるERM委員会において、戦略的リスク経営の実践および高度化に関する経営論議を行うとともに、その内容を定期的に取締役会に報告しました。

5. 取締役等の職務執行体制

- ・当社は、取締役の職務執行が効率的かつ的確に行われるため、中期経営計画および年度計画において経営方針等を策定、社内でも共有しました。
- ・経営上の重要課題について、経営会議において十分な協議を行うことで、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図りました。
- ・社内組織の目的および責任範囲や組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を規定に定め、社内に周知しました。

6. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

- ・当社は、決算期ごとに決算方針を取締役会において決議するとともに、四半期ごとに決算の状況を取締役会において報告することにより、財務の健全性および財務報告の適正性を確保しました。

7. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、各会議体規則にもとづき、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理を行うとともに、年1回「文書ファイリング基準」による棚卸を実施することにより、規程通り保存・管理されていることを確認しました。

8. 内部監査体制

- ・当社は、取締役会において定めた、内部監査の基本方針等の規程類および年度監査計画にもとづき、内部監査部が、他部門から独立した立場で、経営諸活動全般の適切性・有効性・効率性を検証・評価し、問題点の改善に向けた指摘・提言等を実施し、監査結果について経営報告するとともに、問題点の解決に至るまでの継続的なフォローアップを行いました。

9. 監査役の監査体制

- ・当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役補助者を配置しました。
- ・「監査役への報告に関する規程」を策定し、監査役は、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を受けたほか、監査役が要請した事項について、随時速やかに報告を受領しました。
- ・監査役が、経営会議および委員会等の重要会議に出席する機会を確保しました。
- ・監査役が会計監査人および内部監査部と監査結果等に関する情報交換を行う機会を確保しました。
- ・監査役と代表取締役との定期的な会合を設け、経営課題への認識等について意見交換を実施しました。

戦略的リスク経営（ERM）

SOMPO ホールディングスグループの「戦略的リスク経営（ERM：Enterprise Risk Management）」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値最大化を図ることを目的としています。

戦略的リスク経営に関する態勢

SOMPO ホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「SOMPO ホールディングスグループ ERM 基本方針」を定めるとともに、経営戦略を ERM の観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループリスク選好」を定めています。

取締役会は、「SOMPO ホールディングスグループ ERM 基本方針」に基づき、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めるとともに、「グループリスク選好」に沿って、事業計画とあわせて、リスクテイク計画を策定します。経営会議の諮問機関である「ERM 委員会」では、リスク管理に関する重要な事項を審議します。リスク管理を担当する組織体制は、「保険引受リスク」、「資産運用リスク等」、「事務リスク」、「システムリスク」に区分して、各々にリスク管理部門を定め、統合的リスク管理部門との連携のもと、定性・定量両面からの評価に努めリスクの所在の把握およびリスク特性に応じた管理を行っています。



戦略的リスク経営の運営

1. 戦略的リスク経営のPDCA サイクル

SOMPO ホールディングスは、資本を有効活用するために、各事業の成長性や収益性などを踏まえて資本配賦を行っています。

当社は、「グループリスク選好」に沿って事業計画を策定（Plan）し、配賦された資本の範囲内で実行（Do）し、定期的に計画の進捗状況を確認（Check）のうえ、必要に応じて事業計画の見直し（Action）などを行い、継続的な企業価値の向上を目指しています。

2. リスクコントロールシステム

SOMPO ホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し、対応することができるよう、統一的な方法により強固なリスクコントロールシステムを構築しており、当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

< 1 > トップリスク

当社のリスクアセスメントは、各部署が統一的手法で実施しており、経営方針の達成に向けて網羅的にリスクを把握できる態勢としています。さらに、「重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク」をトップリスクと定義し、優先的に経営論議を行い、対応策の策定、確認を行っています。また、各トップリスクにリスクオーナー（役員クラス）を定めて対応策の実施・進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

< 2 > 自己資本管理

当社は、SOMPO ホールディングスがグループ戦略上必要とする財務の健全性を維持するため、BBB 格相当の信頼水準に基づき、保有期間 1 年間で被る可能性がある損失額を VaR（Value at Risk）というリスク尺度で

計測し、リスクが実質自己資本を超過しないよう管理しています。

また、当社は、リスクが資本を超過するおそれが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

< 3 > ストレステスト

経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

シナリオ・ストレステスト	大規模な自然災害や金融市場の混乱など、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用することを目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。
リバース・ストレステスト	リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめアクションに備えることを目的として実施しています。
感応度分析	主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握するとともに、実績との比較を行い、内部モデルの妥当性を検証することを目的として実施しています。

< 4 > リミット管理

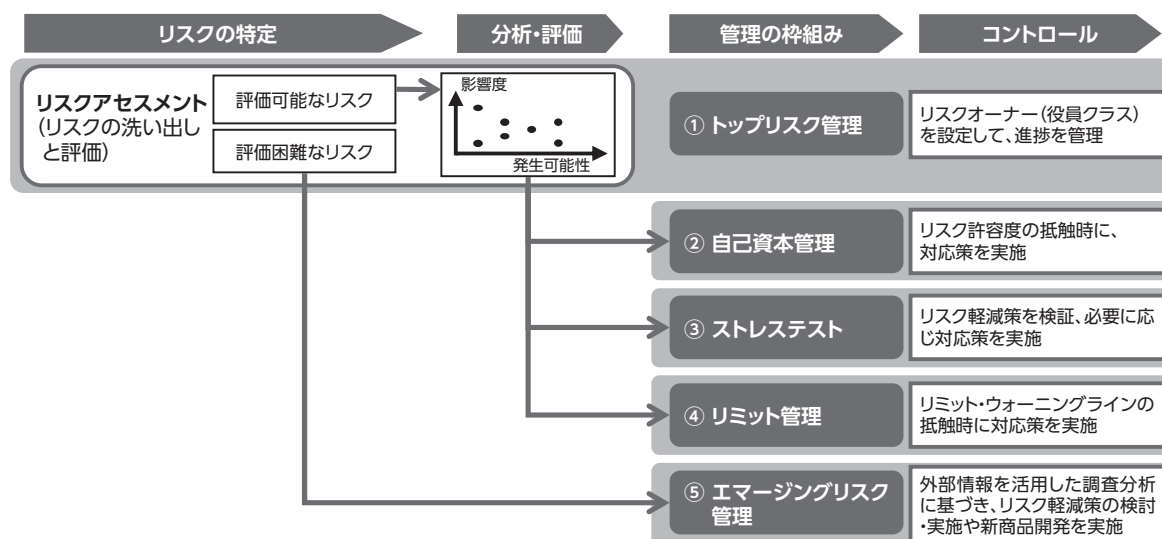
特定事象の発現により多額の損失が生じることを回避するため、与信リスク、出再リスクに対しては、SOMPO ホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度と統合的なリミットを設定し、適切に管理しています。

リミット管理にあたっては、予防的管理としてウォーニングラインを設定しており、リミットやウォーニングライン超過時には対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

< 5 > エマージングリスク

当グループは、エマージングリスクを「現時点で重大リスクに該当しないものの、環境変化などにより新たに発現または変化するリスクであり、将来、グループに大きな影響を与える可能性のあるリスク事象」と定義しています。

エマージングリスク管理は、将来の損失回避・軽減や、実際に重大リスクとなった場合の対応を円滑に行うこと（ダウンサイド）、および将来のビジネス機会を把握すること（アップサイド）を目的としており、SOMPO ホールディングスが中心となって、グループ全体で管理しています。



3. リスクカテゴリー別の管理

< 1 > 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、収支管理を継続的に実施し、必要に応じて商品内容の改定や引受条件の見直しを行うなど、適時適切な措置を講じてリスクの回避に努めています。また、大規模な自然災害（地震・風水災）については、出再先の健全性もふまえた再保険による対応により、適切にリスクをコントロールしています。

< 2 > 資産運用リスク等

資産運用リスク等とは、次の2つのリスクをいいます。

(1) 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を重視する観点から、不動産投資は行わず、円建債券を中心とした資産運用を行っています。

(2) 流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害での多額の保険金支払い等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などで取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

< 3 > 事務リスク

事務リスクとは、役職員等が正確な事務を行わなかったり、事故・不正などを起こすことにより、お客さまに対する業務品質が低下したり、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、規程・マニュアルを整備するとともに、不具合の発生や環境の変化に応じて適宜見直しを行い、コンプライアンス推進と一体となって事務リスクの低減に向けた体制強化に取り組んでいます。

< 4 > システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動など、システムの不備などに伴い保険会社が損失を被るリスク、またはコンピュータが不正に使用されることにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報資産保護の基本方針（「SOMPO ホールディングスグループ セキュリティポリシー」）に従い、リスク発現防止に努めています。また、お客さまの大切な情報を取り扱うことから、個人情報の漏えい防止も重要なリスク管理項目として位置付け、お客さまのデータの取り扱いやネットワーク上でのセキュリティに関して万全の安全対策を講じています。

【再保険】**1. 再保険とは**

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を図っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、逆に他の保険会社から引き受けることを「受再」といいます。また、出再・受再を考慮した最終的な自社の保険責任を「保有」といいます。

2. 出再の方針

当社では、正味事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としています。保有額については、経営の健全性を損なわない適正な限度額を設定し、最適な出再スキーム（出再額、出再方式、自然災害リスクへの対応等）の構築に努めています。また、出再先の選定にあたっては、主要格付機関による格付を参考に社内格付を定め、信用度の高い再保険会社に出再しています。

なお、地震災害リスクや台風災害リスクは、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、巨大災害発生時の予想最大損害額を定量的に把握し、リスクと資本の状況などを考慮して、主として超過損害額再保険を手配しています。

3. 受再の方針

受再については、リスクを適正な範囲に管理しつつ、慎重に対処しています。

社内外の監査・検査体制**1. 社内の監査体制**

当社では、会社法に基づき監査役が取締役の職務執行に係る監査を行っているほか、内部監査部門として内部監査部を設置しています。内部監査部は、「SOMPO ホールディングスグループ 内部監査基本方針」に基づき、経営目標の達成に資することを目的に、他部門から独立した立場で、当社の経営諸活動全般の適切性・有効性・効率性を検証・評価し、問題点の改善に向けた、指摘・提言等を行い、定期的に経営陣へ報告するとともに、解決に至るまでの継続的なフォローアップを行っています。

2. 社外の監査・検査体制

当社は、会社法に基づく会計監査を、新日本有限責任監査法人より受けています。また、保険業法に基づく金融庁検査局の検査等を受けることになっています。

法令遵守の体制

1. コンプライアンス基本方針

SOMPO ホールディングスは、各事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指すため、この基本方針を定めています。

当社グループは、次の方針に基づいて法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った企業活動を実現します。

- (1) コンプライアンスを事業運営の大前提とします
コンプライアンスを軽視して得た利益に持続可能性がないことを深く認識し、コンプライアンスを事業運営の大前提とします。
- (2) 役職員のコンプライアンス意識を醸成・高揚します
役職員が法令等を遵守し、社会規範および企業倫理に則った行動をとるよう、コンプライアンスを重視する意識を醸成・高揚します。
- (3) コンプライアンスの徹底に向けて計画的に取り組みます
コンプライアンスの徹底には継続的で不断の努力が必要であることを深く認識し、その実現に向けて計画的に取り組みます。
- (4) 問題を早期に把握し、迅速に対応します
事業運営に伴うコンプライアンス上の問題の発生に備えて、早期に把握する体制を整備し、問題が発生したときは迅速かつ適切に対応します。

2. コンプライアンス推進体制

当社は、取締役会直属の下部機関として、業務品質・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスにかかる状況および取組みについて報告を受け、あるいは協議、決議することにより、迅速かつ的確な業務運営の実現を図っています。

また、コンプライアンス・不祥事件等への対応を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を「業務品質部」として、法令等遵守に関する周知徹底や問題の把握およびその対応に努めるとともに、社内各部門に責任者、推進者を配置し、部門におけるコンプライアンスの推進を行っています。

3. コンプライアンス推進方法

法令等遵守の企業風土醸成に向け、年度ごとに具体的な活動計画を「コンプライアンス推進計画」として策定しています。

また、社員意識の向上と問題点の解消などさまざまなコンプライアンス課題の解決に向けた取組みとして、計画的な研修や全役職員を対象としたコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスに関する知識の向上を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を確認し、より効果的な施策となるよう改善を図っています。

4. コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）の設置

万一、職場でコンプライアンス問題が発生した場合、本来は職場の共通認識のもとで解決すべきものですが、職場内では十分に問題解決が図れないことも想定されます。そのため、社内で早期に発見し解決する仕組みの一つとして、「コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）」を社内および社外に設けており、専用電話と専用のメールアドレスを用意し、コンプライアンスに関わる通報を受け付けています。

第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社では、平成 10 年大蔵省告示第 231 号に基づくストレス・テストおよび平成 12 年金融監督庁大蔵省告示第 22 号に基づく負債十分性テストの対象となる第三分野保険は有していません。

個人情報保護宣言

【Ⅰ 基本的な考え方】

当社は、SOMPO ホールディングスグループの一員として、「SOMPO ホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、SOMPO ホールディングスグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等のお客さまからの請求に適切に対応します。

* なお、個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。

* 個人番号および特定個人情報の取扱いについては「特定個人情報の取扱い」をご覧ください。

* 開示等の手続きについては、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

【Ⅱ 個人情報の取扱い】

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

- * 本取扱いにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、「特定個人情報の取扱い」が適用されます。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまに Web 等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・各拠点（サービスセンター等）やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合 など

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下<1>から<5>および5. に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に依じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、当社公式ウェブサイト等に公表します。

<1> 損害保険業

- ・損害保険契約の引受の審査、引受、履行、管理
- ・保険金請求に関する保険事故の調査（関係先への照会等を含みます）
- ・保険金等の支払いの判断・手続
- ・各種付帯サービスの案内または提供
- ・再保険契約の締結や再保険金、共同保険金等の受領、およびそれらのために引受保険会社等に個人情報の提供を行うこと（引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます）

<2> 損害保険代理業

- ・損害保険契約の代理およびそれに付帯するサービスの提供

<3> 各事業共通

- ・当社が取り扱う商品（損害保険等）および各種サービスの案内または提供、代理、媒介、取次、管理
- ・SOMPO ホールディングスグループ各社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
- ・各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ・アンケートの実施や市場調査、データ分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- ・ご本人かどうかの確認
- ・お問い合わせ、ご意見等への対応
- ・当社が有する債権の回収
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先等への提供
- ・当社職員の採用、販売基盤（代理店等）の新設、維持管理
- ・他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

<4> 電話対応一通話録音

- ・お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- ・ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- ・電話対応を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

<5> その他

- ・その他、上記<1>から<4>に付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得

<1> 当社は、以下の場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合

- ・ 損害保険会社等の中で共同利用を行う場合
- ・ 国土交通省との間で共同利用を行う場合

< 2 > 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

4. 個人データの取扱いの委託

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、お客さまの個人データの取扱いを国内外の他の事業者へ委託する場合があります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- ・ 保険契約の募集に関わる業務
- ・ 損害調査に関する業務
- ・ 情報システムの開発・運用に関わる業務
- ・ 保険証券の作成・発送に関わる業務 など

5. 個人データの共同利用

< 1 > 情報交換制度等

（1）一般社団法人日本損害保険協会および損害保険会社等

損害保険契約の締結または損害保険金の請求に際して行われ得る不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用する制度を実施しています。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp/>

（2）損害保険料率算出機構

自賠責保険に関する適正な支払等のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

■損害保険料率算出機構 <http://www.giroj.or.jp/>

（3）原付・軽二輪に係る無保険車防止のための国土交通省へのデータ提供

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のしがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 契約者の氏名、住所
- ・ 証明書番号、保険期間
- ・ 自動車の種別
- ・ 車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては国土交通省のホームページをご覧ください。

■国土交通省 <http://www.jibai.jp/>

（4）代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

■一般社団法人 日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp/>

＜2＞グループ会社との間の共同利用

(1) SOMPO ホールディングス株式会社（以下「SOMPO ホールディングス」といいます。）によるグループ会社の経営管理のために、SOMPO ホールディングスと SOMPO ホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

＜ A ＞SOMPO ホールディングスグループ各社の株主の皆さまの個人データ：

氏名、住所、株式数等に関する情報

＜ B ＞SOMPO ホールディングスグループ各社が保有する個人データ：

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPO ホールディングス株式会社

(2) SOMPO ホールディングスグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社または SOMPO ホールディングスグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社と SOMPO ホールディングスグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

SOMPO ホールディングスグループ各社が保有する個人データ：

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

SOMPO ホールディングス株式会社

(3) 当社は、損害保険代理店等およびその従業員の監督、管理、指導、教育のために、SOMPO ホールディングスおよび SOMPO ホールディングスグループ各社との間で、以下のとおり、損害保険代理店等の従業員に係る個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

氏名、住所、生年月日、損害保険代理店等またはその従業員の登録申請および届出に係る事項、その他損害保険代理店等またはその従業員の管理のための情報

B. 共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は SOMPO ホールディングスのホームページをご覧ください。

C. 個人データ管理責任者

セゾン自動車火災保険株式会社

＜3＞提携先企業との間の共同利用

当社または当社の提携先企業の取り扱う商品等をお客さまへのご案内・ご提供するために、当社と提携先企業との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A. 個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お取引に関する情報

B. 共同利用する提携先企業の範囲

株式会社クレディセゾングループ企業

C. 個人データ管理責任者

セゾン自動車火災保険株式会社

6. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなもの

を除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令にもとづく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7. 匿名加工情報の取扱い

< 1 > 匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

< 2 > 匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

9. 安全管理の取組み

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。

10. EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報の取り扱い

EEA（欧州経済領域）在住者の個人情報について、第三者提供先、委託先、共同利用先へ転送され、日本国またはEEA諸国外のサーバーに保存される場合があります。なお、これらの国は欧州委員会によるデータ保護の充分性の決定を受けておりませんが、当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

11. 顧客情報統括管理責任者

当社における顧客情報（個人情報を含む）の統括管理責任者は以下のとおりです。
セゾン自動車火災保険株式会社 業務品質部担当役員

12. お問い合わせ窓口

ご加入いただいた保険契約の内容や事故に関するご質問、ご照会等は、取扱窓口にお問い合わせください。その他の当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

なお、EEA（欧州経済領域）在住者の場合は、個人情報の取扱いに関する苦情の申し立てを EEA 加盟国の監督機関へ行うことも可能です。

（連絡先）セゾン自動車火災保険株式会社 お客様相談室
〒170-6068 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60
電話番号 0120-281-389
受付時間：午前 9 時～午後 5 時 30 分【年末年始を除く】

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 105 番地 ワテラスアネックス 7 階
電話 03-3255-1470

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

【Ⅲ 特定個人情報の取扱い】

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの個人番号および特定個人情報を取得します。

また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることはありません。

（取得の方法の例）

- ・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された範囲内でのみ取り扱います。当社における利用、第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

< 1 > 法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- （1）保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- （2）報酬・料金、契約金および賞金の支払調書の作成事務
- （3）不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- （4）その他法令に定められた個人番号関係事務

< 2 > 法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- （1）激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合

3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

* 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「開示等請求の手続き」をご覧ください。

5. お問い合わせ窓口

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、下記連絡先にお問い合わせください。

(連絡先) セゾン自動車火災保険株式会社 お客様相談室
〒170-6068 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60
電話番号 0120-281-389
受付時間：午前9時～午後5時30分【年末年始を除く】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階
電話 03-3255-1470
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。)
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

【開示等請求の手続き】

当社はお客さまからの個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等または利用停止等のご請求（以下「開示等請求」といいます）に適切に対応いたします。

1. ご請求の方法

開示等請求を希望される場合は、下記窓口までご請求ください。当社所定の書面をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、以下の書類とともに指定の窓口にご提出ください。

<1>ご請求者がご本人の場合

・ご本人の運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など、公的機関が発行した書類の写し

<2>ご請求者が代理人の場合

代理人ご本人の確認ができる書類（上記<1>に同じ。）に加え、以下の書類をご提出ください。

・法定代理人の場合には、戸籍謄本、成年後見登記事項証明書の写しなど、法定代理権のあることが確認できる書類
・任意代理人の場合には、ご本人の委任状と印鑑登録証明書

2. 手数料

保有個人データの「利用目的の通知」および「開示の請求」については、手数料として700円（税込）をご負担いただきますので、当社指定の口座にお振込みください。

なお、お客さまから当社に開示等請求書をお送りいただく際の郵送費用、および手数料をお振込みいただく際の振込手数料に関しましてもお客さまのご負担とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

3. 回答方法

お受けした開示等請求については、当社にてご請求内容の確認・調査等を行い、手数料が必要な請求については入金を確認させていただいた上で、ご本人に対し書面にてご回答いたします。代理人からのご請求の場合は当該代理人に対し回答いたします。

なお、開示等請求に応じることによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合、他の法令に違反することとなる場合等、ご請求に応じることができない場合があります。その場合にはその理由をご連絡いたします。

4. お問い合わせ窓口

(連絡先) セゾン自動車火災保険株式会社 お客様相談室
〒170-6068 東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60
電話番号 0120-281-389
受付時間: 午前 9 時～午後 5 時 30 分【年末年始を除く】

勧誘方針

当社では、保険業法、金融商品販売法、消費者契約法など各種法令等を遵守し、お客さまのニーズやライフプランにあわせて「適切な保険商品」を販売するため、次のとおり「勧誘方針」を定めています。

勧誘方針

『金融商品の販売等に関する法律』にもとづき、勧誘方針を下記のとおり定めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法および他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を、分かり易く行うことを心掛け、お客さまが適切な保険商品を選択するお手伝いをして参ります。また、保険販売に際しましては、お客さまのご都合に合わせた時間、場所などに配慮するとともに、様々なご意見、ご指摘等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう、常に努めて参ります。
3. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払について迅速かつ適正に対応するよう、常に努力して参ります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

SOMPO ホールディングスは、当社グループ（SOMPO ホールディングスおよび国内グループ会社をいいます。本基本方針においては以下同様とします。）が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため、この基本方針を定めています。

1. 業務方針

< 1 > 反社会的勢力との契約の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

< 2 > 不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

< 3 > 裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

2. 業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組を行います。

< 1 > 反社会的勢力との取引等の特定

- (1) 当社グループは、その事業活動に際して国内で利用する約款・契約書等に暴力団排除条項を導入します。また、外部委託・業務提携を行う際には委託先・提携先における当該条項の導入状況を管理します。
- (2) 当社グループは、反社会的勢力に関するデータベースを整備し、事前審査・事後検証を通じた反社会的勢力との取引等の防止・排除に利用します。
- (3) 事前審査とは、取引開始前に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを確認するために実施するものをいい、事後検証とは、取引開始後定期的に、取引相手が反社会的勢力であるか否かを検証するために実施するものをいいます。
- (4) SOMPO ホールディングスは、当社グループが行う事前審査・事後検証の実施状況を管理します。
- (5) 当社グループは、各種サービスの提供、株主管理業務において不当要求の排除、利益供与の防止などのために反社会的勢力に関する管理を行います。

< 2 > 反社会的勢力との関係の遮断

- (1) 当社グループは、取引相手が反社会的勢力であると認めるときは、取引開始前には取引謝絶など、取引開始後には契約解除などの措置を講じて、反社会的勢力との関係を遮断します。
- (2) 当社グループは、反社会的勢力から不当な要求などを受けたときは、毅然と対応し、要求を拒絶します。
- (3) 当社グループは、関係の遮断、不当要求の拒絶に際しては、経営陣の関与のもと組織的に対応し、警察その他の外部専門機関と連携する一方で、反社会的勢力と対峙する役職員の安全を確保します。

< 3 > 反社会的勢力対応態勢の整備

- (1) 当社グループは、次の業務を所管する部署を設置します。
 - ① 反社会的勢力に関するデータベースの整備・活用
 - ② 反社会的勢力への対応に関する規程・マニュアルの整備（他部門のマニュアルへの反映を含みます）
 - ③ 警察その他の外部専門機関との連携態勢の整備
 - ④ 暴力団排除条項の導入状況の管理
 - ⑤ 事前審査・事後検証の実施状況の管理
 - ⑥ 反社会的勢力への対応に関する役職員向け教育・研修の企画・実施
 - ⑦ 反社会的勢力との取引の発生、反社会的勢力からの不当要求等の発生に係る情報集約
- (2) 上記の部署は、関係の遮断に伴い反社会的勢力の行動が予想されるとき、または反社会的勢力が不当な要求を行ったときは、次の業務を行います。
 - ① 経営報告の実施および対応方針の立案
 - ② 対応部署に対する支援（外部専門機関との連携の支援を含みます。）
 - ③ 関係する役職員に対する安全確保措置の実施・手配
- (3) SOMPO ホールディングスは、上記の場合であって、複数のグループ会社が整合的な対応を行う必要があるときは、グループ会社間の連絡・調整を行います。

< 4 > 取締役会等への報告

当社グループは、経営に重大な影響を及ぼす反社会勢力対応に係る事案が発生した場合は、速やかに取締役会等で対応方針を決定し、必要な対策を講じます。

< 5 > 反社会的勢力対応基本方針実務要領

SOMPO ホールディングスは、この基本方針に沿って、事業特性等に応じてグループ各社に態勢整備を求める事項等を記載した「反社会的勢力対応基本方針実務要領」を必要に応じて策定し、グループ各社はこれを遵守します。

利益相反管理基本方針（概要）

SOMPO ホールディングスは、当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築するため、この基本方針を定めています。

1. 管理対象取引の特定

< 1 > 当社グループ金融機関の行う次に掲げるような種類の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（SOMPO ホールディングスおよび「別表」に掲げる当社グループ金融機関をいいます。本基本方針においては、以下同様とします）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。

- ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
- ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
- ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
- ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為

< 2 > 管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

2. 管理対象取引の管理

管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。

- < 1 > 管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
- < 2 > 管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
- < 3 > 管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
- < 4 > 管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。

3. 管理体制

管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。

- < 1 > 管理対象取引を管理する部署（管理部署）および管理統括者を設置します。
- < 2 > 管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあっては SOMPO ホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。
- < 3 > 上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分にそって講じるべき措置の内容を決定します。
- < 4 > 利益相反管理方針の概要を公表します。
- < 5 > 役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。
- < 6 > 利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

【別 表】 SOMPO ホールディングスグループ金融機関

- ①損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ②損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
- ③セゾン自動車火災保険株式会社
- ④そんぽ 24 損害保険株式会社
- ⑤日立キャピタル損害保険株式会社
- ⑥損保ジャパン日本興亜 DC 証券株式会社

※ 2017 年 7 月 1 日現在

V. 財産の状況

財務諸表

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	年 度	2015年度 (2016年3月31日現在) 金 額	2016年度 (2017年3月31日現在) 金 額
(資 産 の 部)			
現 金 及 び 預 貯 金		2,329	26,846
現 金		0	0
預 貯 金		2,329	26,846
有 価 証 券		40,139	16,878
国 債		12,582	8,819
地 方 債		2,153	4,494
社 債		4,582	2,737
株 式		19	31
外 国 証 券		11	10
そ の 他 の 証 券		20,790	786
貸 付 金		1	0
保 険 約 款 貸 付		1	0
有 形 固 定 資 産		183	224
建 物		49	52
リ ー ス 資 産		127	162
その他の有形固定資産		6	8
無 形 固 定 資 産		2,966	2,995
ソ フ ト ウ ェ ア		2,887	2,457
ソフトウェア仮勘定		75	534
その他の無形固定資産		3	3
そ の 他 資 産		3,652	4,710
未 収 保 険 料		1,485	1,641
代 理 店 貸		59	77
共 同 保 険 貸		13	12
再 保 険 貸		80	74
外 国 再 保 険 貸		65	77
未 収 金		562	634
未 収 収 益		44	35
預 託 金		295	361
仮 払 金		1,045	1,560
そ の 他 の 資 産		—	234
貸 倒 引 当 金		△ 1	△ 0
資 産 の 部 合 計		49,272	51,655

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度	2015年度 (2016年3月31日現在) 金 額	2016年度 (2017年3月31日現在) 金 額
(負債の部)		
保 険 契 約 準 備 金	34,919	38,998
支 払 備 金	10,132	12,444
責 任 準 備 金	24,786	26,553
そ の 他 負 債	2,869	2,891
共 同 保 険 借	40	40
再 保 険 借	217	234
外 国 再 保 険 借	179	153
未 払 法 人 税 等	98	116
預 り 金	7	3
未 払 金	1,670	1,469
仮 受 金	525	707
リ ー ス 債 務	130	165
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	49	20
賞 与 引 当 金	247	264
役 員 賞 与 引 当 金	—	27
特 別 法 上 の 準 備 金	36	40
価 格 変 動 準 備 金	36	40
繰 延 税 金 負 債	155	130
負 債 の 部 合 計	38,277	42,373
(純資産の部)		
資 本 金	26,610	28,760
資 本 剰 余 金	24,847	26,997
資 本 準 備 金	24,847	26,997
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0
利 益 剰 余 金	△ 40,954	△ 46,903
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 40,954	△ 46,903
繰 越 利 益 剰 余 金	△ 40,954	△ 46,903
株 主 資 本 合 計	10,503	8,854
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	491	427
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	491	427
純 資 産 の 部 合 計	10,995	9,281
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	49,272	51,655

2016 年度貸借対照表の注記事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法（定額法）により行っております。
2. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法により行っております。ただし平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法により行っております。
3. 無形固定資産（リース資産を除く）に計上している自社利用のソフトウェアの償却については、社内における利用可能期間（主に 5 年～ 10 年）に基づく定額法により償却しております。
4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
6. その他の資産には 2017 年度より開始するサービスのため、顧客へ配布する予定の電子機器の在庫を計上しております。
7. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、リスク管理部が資産査定を実施し、当該実施部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
8. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内部規程による支給見込み額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
9. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
11. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。
12. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
13. 法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、この変更による当事業年度の経常損失、及び税引前当期純損失に対する影響は軽微であります。
14. 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図る」ことを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行っております。運用の中心となる円建債券への投資に加え、株式等への投資を行うなど、リスク分散を図り、中長期的な収益確保を目指しています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として預貯金であります。また、円建債券のほか、株式等への投資も行っています。保有している円建債券は全て固定金利資産であり、金利が上昇した場合には資産価値が減少するほか、株式等についても相場の変動により市場価格が下落するなど、価格変動リスクに晒されています。

また、一部外貨建資産を保有しており、為替変動リスクに晒されています。

一方、当社が保有している有価証券は、発行体の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されています。

また、巨大災害が発生した場合等、予想を上回る資金流出により資金繰りに支障を及ぼす等の流動性リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループの経営方針および ERM 基本方針に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践するため、取締役会が「ERM 基本方針」を制定しています。また、「ERM 基本方針」に基づき「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

金融商品に係るリスク管理を含めた統合的なリスク管理については、リスク管理部を設置するとともに、この金融商品に係るリスクを適切に管理するためにリスク管理部と共に経理財務部・商品業務部を資産運用リスク等管理部門として定めている他、経営会議の諮問機関である ERM 委員会を定期的に開催し、金融商品に係る保有リスクについて協議を行っています。

<1> 信用リスクの管理

当社では、VaR（バリュー・アット・リスク）の手法により信用リスク量（予想最大損失）を定期的に計測し管理しています。

また、与信管理の一環として、同一の企業等への与信集中を回避するための限度枠管理を行なっています。

<2> 市場リスクの管理

a. 価格変動リスクの管理

当社では、VaR（バリュー・アット・リスク）の手法によりリスク量（予想最大損失）を定期的に計測することで価格変動リスクを管理しています。また、特定の資産にリスクが集中しないよう、各資産に限度枠を設け管理しています。

b. 為替リスクの管理

当社では、外貨建資産にかかる含み損益のモニタリング及び VaR（バリュー・アット・リスク）の手法によるリスク量（予想最大損失）を定期的に計測することで為替リスクを管理しています。

<3> 流動性リスク管理

当社では、日々の資金繰り管理の他に、巨大災害発生時の保険金支払いなどに対応するために必要な流動性所要額を内規で定め、当該所要額以上の流動性資産が確保されていることを定期的に確認しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。（注 2）参照

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	26,846	26,846	—
②有価証券	16,868	16,868	—
その他有価証券	16,868	16,868	—
資 産 計	43,715	43,715	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②有価証券

上場株式の時価には市場価格を採用しております。

債券の時価には日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値等の市場価格を採用し、市場価格がない債券を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価額を採用しています。

投資信託の時価には市場価格（取引所における取引価格及び公表されている基準価格）を採用し、市場価格がない投資信託を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価額を採用しています。

投資信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価に基づいた評価を行うものとしています。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「②有価証券」には含まれていません。

非上場株式及び海外の非上場株式に投資を行っている外国投資信託については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額
非上場株式	0
外国投資信託	10
合計	10

15. 有価証券関係

(1) 売買目的有価証券

該当事項はありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		貸借対照表 計上額	取得 原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	公社債	14,107	13,979	127
	株式	31	13	17
	外国証券	—	—	—
	その他	786	357	429
	小計	14,925	14,349	575
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	公社債	1,943	1,961	△ 17
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,943	1,961	△ 17
合計		16,868	16,311	557

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公社債	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	4	3	—
その他	—	—	—
合計	4	3	—

(5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものをすべてを対象としておりますが、当事業年度において該当事項はありません。

16. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額はあります。
17. 有形固定資産の減価償却累計額は282百万円であります。
18. 関係会社に対する金銭債権の総額は177百万円、金銭債務の総額は97百万円であります。
19. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金12,061百万円、責任準備金1,360百万円であり、評価性引当額が繰延税金資産と同額であるため、貸借対照表に計上してありません。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金130百万円であります。
20. 担保に供している資産は有価証券410百万円であります。

21. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	12,738	百万円
同上にかかる出再支払備金	461	百万円
差引（イ）	12,276	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	168	百万円
計（イ+ロ）	12,444	百万円

22. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	20,966	百万円
同上にかかる出再責任準備金	160	百万円
差引（イ）	20,806	百万円
その他の責任準備金（ロ）	5,747	百万円
計（イ+ロ）	26,553	百万円

23. 1株当たりの純資産額は2,302円90銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

また、普通株式の期末株式数は4,030千株であります。

24. 取引銀行3行との当座借越契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	400	百万円
借入実行額	—	百万円
差引額	400	百万円

25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2015年度 2015年4月1日～2016年3月31日 金 額	2016年度 2016年4月1日～2017年3月31日 金 額
	経 常 収 益		27,818
保 険 引 受 収 益		27,579	33,299
正 味 収 入 保 険 料		27,439	33,223
収 入 積 立 保 険 料		95	42
積 立 保 険 料 等 運 用 益		43	32
為 替 差 益		0	—
そ の 他 保 険 引 受 収 益		1	—
資 産 運 用 収 益		106	72
利 息 及 び 配 当 金 収 入		111	93
有 価 証 券 売 却 益		20	3
そ の 他 運 用 収 益		18	7
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△ 43	△ 32
そ の 他 経 常 収 益		131	8
貸 倒 引 当 金 戻 入 額		0	1
そ の 他 の 経 常 収 益		130	6
経 常 費 用		34,327	39,311
保 険 引 受 費 用		23,286	27,515
正 味 支 払 保 険 金		15,490	19,532
損 害 調 査 費		2,177	2,731
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		842	857
満 期 返 戻 金		463	308
支 払 備 金 繰 入 額		2,502	2,312
責 任 準 備 金 繰 入 額		1,806	1,767
為 替 差 損		—	0
そ の 他 保 険 引 受 費 用		4	6
資 産 運 用 費 用		3	4
そ の 他 運 用 費 用		3	4
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		11,001	11,761
そ の 他 経 常 費 用		36	29
支 払 利 息		4	3
そ の 他 の 経 常 費 用		32	26
経 常 損 失 (△)		△ 6,509	△ 5,931

科 目	年 度	
	2015年度 2015年4月1日～2016年3月31日 金 額	2016年度 2016年4月1日～2017年3月31日 金 額
特 別 損 失	9	4
固 定 資 産 処 分 損	0	0
減 損 損 失	0	0
特別法上の準備金繰入額	8	3
価格変動準備金繰入額	8	3
税引前当期純損失(△)	△ 6,519	△ 5,935
法人税及び住民税	10	12
法人税等合計	10	12
当期純損失(△)	△ 6,529	△ 5,948

2016 年度損益計算書の注記事項

1. 関係会社との取引による収益の総額は 0 百万円、費用の総額は 1,144 百万円であります。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|--------|-----|
| 収入保険料 | 35,630 | 百万円 |
| 支払再保険料 | 2,406 | 百万円 |
| 差引 | 33,223 | 百万円 |
- (2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|--------|-----|
| 支払保険金 | 20,618 | 百万円 |
| 回収再保険金 | 1,086 | 百万円 |
| 差引 | 19,532 | 百万円 |
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-------|-----|
| 支払諸手数料及び集金費 | 1,287 | 百万円 |
| 出再保険手数料 | 429 | 百万円 |
| 差引 | 857 | 百万円 |
- (4) 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|----------------------------------|-------|-----|
| 支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（□）に掲げる保険を除く） | 2,206 | 百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | △ 113 | 百万円 |
| 差引（イ） | 2,319 | 百万円 |
| 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額（□） | △ 7 | 百万円 |
| 計（イ+□） | 2,312 | 百万円 |
- (5) 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|------------------------|-------|-----|
| 普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前） | 1,559 | 百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | △ 10 | 百万円 |
| 差引（イ） | 1,570 | 百万円 |
| その他の責任準備金繰入額（□） | 197 | 百万円 |
| 計（イ+□） | 1,767 | 百万円 |
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。
- | | | |
|------------|----|-----|
| 有価証券利息・配当金 | 93 | 百万円 |
| 貸付金利息 | 0 | 百万円 |
| その他利息・配当金 | 0 | 百万円 |
| 計 | 93 | 百万円 |
3. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は確定拠出年金の拠出額 82 百万円であり
ます。
4. 1 株当たりの当期純損失の額は 2,037 円 95 銭であります。
算定上の基礎である当期純損失は 5,948 百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、
普通株式の期中平均株式数は 2,918 千株であります。
潜在株式調整後 1 株当たりの当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2015年度 2015年4月1日~2016年3月31日 金 額	2016年度 2016年4月1日~2017年3月31日 金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失(△)	△ 6,519	△ 5,935
減価償却費	1,046	1,037
減損損失	0	0
支払備金の増減額(△は減少)	2,502	2,312
責任準備金の増減額(△は減少)	1,806	1,767
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 0	△ 1
その他引当金の増減額(△は減少)	24	15
価格変動準備金の増減額(△は減少)	8	3
利息及び配当金収入	△ 111	△ 93
有価証券関係損益(△は益)	△ 38	△ 10
支払利息	4	3
有形固定資産関係損益(△は益)	0	0
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 183	△ 1,066
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	562	△ 80
その他の	0	1
小 計	△ 898	△ 2,046
利息及び配当金の受取額	299	251
利息の支払額	△ 4	△ 3
法人税等の支払額	△ 8	△ 10
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 611	△ 1,808
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 710	△ 3,085
有価証券の売却・償還による収入	2,557	6,122
貸付けによる支出	△ 0	—
資産運用活動計	1,846	3,037
営業活動及び資産運用活動計	1,235	1,228
有形固定資産の取得による支出	△ 22	△ 5
無形固定資産の取得による支出	△ 779	△ 954
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,045	2,076
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	5,999	4,299
リース債務の返済による支出	△ 77	△ 47
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,922	4,252
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	6,356	4,520
VI. 現金及び現金同等物期首残高	15,969	22,325
VII. 現金及び現金同等物期末残高	22,325	26,846

2016年度キャッシュ・フロー計算書の注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金及び預貯金の金額であります。
2. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 貸借対照表（主要項目）の推移

(単位：百万円)

科 目 \ 年 度		2014年度 金 額	2015年度 金 額	2016年度 金 額
資 産 の 部	現金及び預貯金	2,380	2,329	26,846
	有価証券	35,725	40,139	16,878
	貸付金	2	1	0
	有形固定資産	193	183	224
	無形固定資産	3,199	2,966	2,995
	その他資産	3,207	3,652	4,710
	貸倒引当金	△2	△1	△0
資産の部合計		44,706	49,272	51,655
負 債 及 び 純	保険契約準備金	30,610	34,919	38,998
	その他負債	2,116	2,869	2,891
	役員退職慰労引当金	44	49	20
	賞与引当金	228	247	264
	役員賞与引当金	—	—	27
	価格変動準備金	28	36	40
	繰延税金負債	160	155	130
負債の部合計		33,187	38,277	42,373
資 産 の 部	資本金	23,610	26,610	28,760
	資本剰余金	21,847	24,847	26,997
	利益剰余金	△34,424	△40,954	△46,903
	株主資本合計	11,033	10,503	8,854
	評価換算差額等合計	485	491	427
	純資産の部合計		11,519	10,995
負債及び純資産の部合計		44,706	49,272	51,655

5. 損益計算書（主要項目）の推移

(単位：百万円)

科 目		2014年度 金 額	2015年度 金 額	2016年度 金 額
経 常 損 益 の 部	経 常 収 益	22,783	27,818	33,379
	保 険 引 受 収 益	22,595	27,579	33,299
	正 味 収 入 保 険 料	22,359	27,439	33,223
	収 入 積 立 保 険 料	183	95	42
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	40	43	32
	為 替 差 益	0	0	—
	そ の 他 保 険 引 受 収 益	11	1	—
	資 産 運 用 収 益	153	106	72
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	125	111	93
	有 価 証 券 売 却 益	35	20	3
	有 価 証 券 償 還 益	13	—	—
	そ の 他 運 用 収 益	19	18	7
	積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△ 40	△ 43	△ 32
	そ の 他 経 常 収 益	34	131	8
経 常 費 用	経 常 費 用	30,171	34,327	39,311
	保 険 引 受 費 用	19,151	23,286	27,515
	正 味 支 払 保 険 金	12,350	15,490	19,532
	損 害 調 査 費	1,849	2,177	2,731
	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	849	842	857
	満 期 返 戻 金	725	463	308
	支 払 備 金 繰 入 額	912	2,502	2,312
	責 任 準 備 金 繰 入 額	2,459	1,806	1,767
	為 替 差 損	—	—	0
	そ の 他 保 険 引 受 費 用	4	4	6
	資 産 運 用 費 用	4	3	4
	そ の 他 運 用 費 用	4	3	4
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	10,978	11,001	11,761
そ の 他 経 常 費 用	37	36	29	
経 常 損 失 (△)		△ 7,388	△ 6,509	△ 5,931
特 別 損 益 部	特 別 利 益	—	—	—
	特 別 損 失	10	9	4
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△ 7,398	△ 6,519	△ 5,935
法 人 税 及 び 住 民 税		8	10	12
法 人 税 等 合 計		8	10	12
当 期 純 損 失 (△)		△ 7,406	△ 6,529	△ 5,948

6. 株主資本等変動計算書

前事業年度（2015年4月1日～2016年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	23,610	21,847	0	21,847	△ 34,424	△ 34,424	11,033	485	485	11,519
当期変動額										
新株の発行	3,000	2,999	—	2,999	—	—	5,999	—	—	5,999
当期純損失(△)	—	—	—	—	△ 6,529	△ 6,529	△ 6,529	—	—	△ 6,529
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	5	5	5
当期変動額合計	3,000	2,999	—	2,999	△ 6,529	△ 6,529	△ 529	5	5	△ 524
当期末残高	26,610	24,847	0	24,847	△ 40,954	△ 40,954	10,503	491	491	10,995

2015年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は2,887千株であります。（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	1,955	932	—	2,887
合計	1,955	932	—	2,887

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

当事業年度（2016年4月1日～2017年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		評価 換算 差額等 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	26,610	24,847	0	24,847	△ 40,954	△ 40,954	10,503	491	491	10,995
当期変動額										
新株の発行	2,150	2,149	—	2,149	—	—	4,299	—	—	4,299
当期純損失(△)	—	—	—	—	△ 5,948	△ 5,948	△ 5,948	—	—	△ 5,948
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	△ 64	△ 64	△ 64
当期変動額合計	2,150	2,149	—	2,149	△ 5,948	△ 5,948	△ 1,648	△ 64	△ 64	△ 1,713
当期末残高	28,760	26,997	0	26,997	△ 46,903	△ 46,903	8,854	427	427	9,281

2016年度株主資本等変動計算書の注記事項

1. 当事業年度末における発行済株式数は4,030千株であります。（単位：千株）

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	2,887	1,143	—	4,030
合計	2,887	1,143	—	4,030

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1 株当たり指標

区 分 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	△ 5,234 円 55 銭	△ 2,961 円 36 銭	△ 2,037 円 95 銭
1 株当たり純資産額	5,890 円 88 銭	3,807 円 75 銭	2,302 円 90 銭
1 株当たり配当金	—	—	—
配 当 性 向	—	—	—

(注) 1. 1 株当たり情報については、自己株式数を控除して算出しています。

2. 1 株当たり情報の計算については、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号) および「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号) を適用しています。

3. 1 株当たり当期純利益は、 $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数 (加重平均)}}$ により算出しています。なお、期中平均株数は自己株式数を控除して算出しています。

8. 1 人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
従業員1人当たり総資産	136	136	123

リスク管理債権情報

リスク管理債権

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
破 綻 先 債 権	—	—	—
延 滞 債 権	—	—	—
3 か 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権	—	—	—
合 計 額	—	—	—

(注) 各リスク管理債権の定義は、次のとおりです。

1. 破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。

2. 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3. 3 か月以上延滞債権

3 か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4. 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権および 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

債務者区分による開示

(単位：百万円)

区 分	年 度	2014 年度末	2015 年度末	2016 年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		2	1	0
合 計		2	1	0

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金をいいます。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(参考) 資産の自己査定結果

2016年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	合計
貸 付 金	0	—	—	—	0
有 価 証 券	16,878	—	—	—	16,878
そ の 他	34,807	3	0	0	34,811
合 計	51,686	3	0	0	51,690

(注) 1. 資産査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をI、II、III、IVの4段階に分類しています。

I分類…査定基準日において、II分類、III分類およびIV分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について問題のない資産を指します。

II分類…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満身に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の数値を超える危険を含むと認められる債権等の資産を指します。

III分類…査定基準日において、最終の回収または価値についての重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産を指します。

IV分類…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産を指します。

2. その他計に含まれる資産には、無形固定資産、現金および預貯金等があります。

3. 各欄の金額は、金融商品会計処理後、自己査定による償却・引当実施前の残高を表示しています。

ソルベンシー・マージン情報

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

区分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	13,821	14,862	14,872	14,702	13,370
資本金又は基金等	10,079	11,440	11,033	10,503	8,854
価格変動準備金	13	20	28	36	40
危険準備金	11	11	11	11	11
異常危険準備金	2,812	2,882	3,213	3,563	3,960
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	900	503	581	582	501
土地の含み損益	—	—	—	—	—
払戻積立金超過額	—	—	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—	—	—	—
控除項目	—	—	—	—	—
その他	4	4	4	4	2
(B) 単体リスクの合計額 ($\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$)	2,315	2,647	3,328	4,051	4,758
一般保険リスク (R ₁)	1,442	1,787	2,123	2,801	3,525
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—	—	—	—
予定利率リスク (R ₃)	28	28	27	25	23
資産運用リスク (R ₄)	825	824	935	1,081	664
経営管理リスク (R ₅)	85	96	118	144	156
巨大災害リスク (R ₆)	554	570	878	895	1,009
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	1,193.6	1,122.5	893.6	725.8	562.0

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。

なお、2014 年度以前の比率は、平成 28 年内閣府令第 16 号および平成 28 年金融庁告示第 10 号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金 (税効果控除前) の金額を記載しています。

【単体ソルベンシー・マージン比率について】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(上表の「(B) 単体リスクの合計額」) に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額) とは、次に示す項目の総額です。
 - ① 資本金又は基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から、「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額
 - ② 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金
 - ③ 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」の金額
 - ④ 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したもの

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ⑤一般貸倒引当金 | 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金
当社には該当事項はありません。 |
| ⑥その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前) | その他目的(売買目的、満期保有目的、関係会社株式に該当しない)で保有している時価のある有価証券等(貸借対照表の買入金銭債権および金銭の信託が含まれます)に係る評価差額
貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金は、この評価差額から法人税等相当額を控除した金額ですが、ここでは控除前の金額に90%を乗じた金額を表示しています。(評価差額がマイナスの会社は100%の金額を表示することとなります。) |
| ⑦土地の含み損益 | 土地および「無形固定資産」に含まれる借地権等の諸権利金の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額に85%を乗じた金額を表示します。
当社には該当事項はありません。 |
| ⑧払戻積立金超過額 | 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」のうち、算出方法書に記載された方法(保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限る)に従って計算する額を超過する金額。当社には該当事項はありません。 |
| ⑨負債性資本調達手段等 | 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により社外から調達した金額のうち一定条件を満たすものです。
当社には該当事項はありません。 |
| ⑩払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 | 上記⑧、⑨の合計額が法令等に定める方法により計算された基準額を超過する場合、その超過した額をマージンから控除することとなっています。
当社には該当事項はありません。 |
| ⑪控除項目 | 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等が、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。
当社には該当事項はありません。 |
| ⑫その他 | 「配当準備金未割当部分」、「純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額」、「外国保険会社等の持込資本金および剰余金など」の金額です。
当社の場合、配当準備金未割当部分(契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額)の金額を表示しています。 |
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。
- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク) | 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く) |
| ② 予定利率上の危険(予定利率リスク) | 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク) | 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険 |
| ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク) | 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの |
| ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク) | 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 |

時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2015 年度末			2016 年度末			
	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	18,703	18,917	213	13,979	14,107	127
	株 式	13	19	6	13	31	17
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	368	794	425	357	786	429
	小 計	19,085	19,731	646	14,349	14,925	575
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	401	400	△ 0	1,961	1,943	△ 17
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	19,995	19,995	—	—	—	—
	小 計	20,396	20,396	△ 0	1,961	1,943	△ 17
合 計	39,482	40,128	646	16,311	16,868	557	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2015 年度			2016 年度		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
そ の 他 有 価 証 券	29	20	—	4	3	—

(5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

2015 年度末		2016 年度末	
満期保有目的の債券		満期保有目的の債券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
外国証券	-百万円	外国証券	-百万円
その他有価証券		その他有価証券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
株式	0百万円	株式	0百万円
外国証券	11百万円	外国証券	10百万円
その他	-百万円	その他	-百万円

2. 金銭の信託に係る時価情報

該当ありません。

3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当ありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

5. 先物外国為替取引

該当ありません。

6. 有価証券関連デリバティブ取引（7に掲げるものを除く。）

該当ありません。

**7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、
外国金融商品市場における有価証券先物取引との類似取引**

該当ありません。

その他

1. 会計監査

当社では、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けています。

2. 財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性の確認

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度にかかる財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部統制の有効性について、以下のとおり確認しています。

確認書

平成 29 年 6 月 27 日

セゾン自動車火災保険株式会社

代表取締役社長

梅本 武文



当社の代表取締役社長である梅本武文は、当社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 35 期事業年度にかかる「セゾン自動車火災の現状」(以下「ディスクロージャー誌」)を縦覧の用に供した時点において、ディスクロージャー誌に掲載した財務諸表の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 分掌規程、および職務権限規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. 全ての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者より、全ての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れがない旨の確認書の提出を受けております。
4. 全ての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が取締役会等に報告されております。
また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

なお、本確認書は、平成 17 年 10 月 7 日金監第 2835 号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づいて掲載するものであります。

以上

インターネットホームページのご案内

損害保険用語の解説については、セゾン自動車火災保険公式ホームページをご覧ください。
保険商品のご案内、コーポレートプロフィール、拠点・サービスのご案内、リクルート情報はもちろん、
当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

<http://www.ins-saison.co.jp/>

セゾン自動車火災の現状 2017
2017年7月発行

セゾン自動車火災保険株式会社
経営企画部

〒170-6068 東京都豊島区東池袋三丁目1番地1号

☎ 03-3988-2711 (代表)

ホームページアドレス <http://www.ins-saison.co.jp/>

